令 和 ７ 年 １ 月 ２ ３ 日
第２回教育委員会定例会資料

第５次長期総合計画
前期基本計画　素案

令和６（2024）年 12 月

目次

基本計画について

第１章　計画の位置づけ……5
第１節　位置づけ……6
第２節　長期総合計画との関係……6
第３節　計画とＳＤＧｓの関係……8

第２章　計画の目的……11
第１節　計画の目的……12
第２節　計画期間……12

第３章　本市を取り巻く状況……13
第１節　人口の推移と見通し……14
第２節　財政状況の推移と見通し……20
第３節　公共施設と都市基盤（インフラ）の状況……24

第４章　行財政運営の基本方針……27

第５章　分野別計画……33
前期基本計画　政策体系……34
政策の見方……35
施策の見方……36
第１節　子ども・子育て……39
施策１　子ども・子育て政策の推進……40
施策２　子どもや子育て家庭への一体的な相談・支援……42
施策３　途切れのない成長・発達支援……44
施策４　子どもの居場所づくりと育ちの推進……46
施策５　未就学児の子育てと仕事の両立支援……48

第２節　教育……51
施策６　学校教育の充実……52
施策７　特別支援教育の推進……54
施策８　学校教育環境の充実……56
施策９　学校給食の提供と食育の充実……58
施策10　教育行政の推進……60

第３節　保健・医療……63
施策11　健康づくりの推進……64
施策12　豊かな長寿社会の実現……66
施策13　介護保険制度の適正な運営……68
施策14　国民健康保険制度等の安定運営……70

第４節　社会福祉 73
施策 15　福祉行政の推進 74
施策 16　地域福祉の推進 76
施策 17　障害福祉の推進 78
施策 18　セーフティネットによる生活支援の充実 80

第５節　環境 83
施策 19　持続可能な環境の保全 84
施策 20　持続可能な資源循環の実現 86
施策 21　廃棄物の適正処理の促進 88
施策 22　下水道の管理 90
施策 23　下水道の整備 92
施策 24　下水ポンプ場の運営 94

第６節　都市づくり・ 97
施策 25　良好な市街地環境の形成 98
施策 26　建築基準行政の適正な実施 100
施策 27　道路の管理 102
施策 28　道路の整備 104
施策 29　公園・水辺管理と緑の保全 106

第７節　産業まちづくり 109
施策 30　活力ある産業の振興 110
施策 31　都市と農業の共生 112
施策 32　官民連携のまちの形成 114
施策 33　多様な移動手段による活力ある都市活動の実現 116

第８節　市民のくらし 119
施策 34　市民活動と地域社会・多文化共生の推進 120
施策 35　市民相談機能と消費生活の充実 122
施策 36　ライフステージに応じた適切な手続き手法の提供 124
施策 37　安心して暮らせる住環境の推進 126
施策 38　市民にわかりやすい公正・公平で適正な課税 128
施策 39　納税しやすい環境の整備と安定した税収の確保 130

第９節　危機管理 133
施策 40　危機管理体制の充実と防犯対策の推進 134
施策 41　防災体制の充実 136
施策 42　コンプライアンスの推進 138

第 10 節　文化・スポーツ 141
施策 43　文化芸術の振興 142
施策 44　生涯学習社会の実現 144
施策 45　図書館サービスの展開 146
施策 46　立川のまち・くらしの記録 148
施策 47　スポーツの推進 150

第 11 節　総合戦略 153
施策 48　総合戦略の推進 154
施策 49　行財政改革の推進 156
施策 50　持続可能な財政運営の推進 158
施策 51　適正な公共調達の実現 160
施策 52　市政情報とまちの魅力の発信 162
施策 53　公共施設マネジメントの推進 164
施策 54　男女平等参画社会・多様性の推進 166

第 12 節　行政運営 169
施策 55　職員の育成・確保および働きやすい職場づくり 170
施策 56　デジタル環境の整備と維持管理 172
施策 57　庁舎・公文書管理と例規整備 174
施策 58　公共調達における品質の確保 176
施策 59　公共施設の保全 178
施策 60　公金の適正管理 180

第 13 節　収益事業 183
施策 61　競輪運営による持続した収益の確保 184

資料編 187
個別計画一覧 188
用語解説 192
施策体系 195
前期基本計画の施策とＳＤＧｓの対応表 200
策定体制 202
策定経過 203
立川市第５次基本構想審査特別委員会 204
立川市長期総合計画審議会 205
市民参加 207
庁内体制 210
関係条例 212

第 1 章

計画の位置づけ

第１節　位置づけ
第２節　長期総合計画との関係
第３節　計画とＳＤＧｓの関係

第１章　計画の位置づけ

第１節　位置づけ

基本計画は、基本構想に掲げた「未来ビジョン」を具現化するため、分野ごとの施策を体系的に定め、現状や課題を明らかにし、施策ごとの基本的な方向性を示したものです。

第２節　長期総合計画との関係

第５次長期総合計画は、めざすまちづくりの「未来ビジョン」を定めた「基本構想」とそれを具現化するための施策の基本方針を示した「基本計画」を一体的に捉えた総称です。

（１）基本構想

めざすまちづくりの「未来ビジョン」を示します。また、「未来ビジョン」の根底に流れる「基本理念」を合わせて示します。なお、基本構想については、長期総合計画審議会の答申に基づき市議会の議決を経て決定するものです。

（２）基本計画

基本構想に定められた「未来ビジョン」を具現化するための施策の基本方針について記載します。施策の体系や方向性、基本事業を示した上で、各施策の目標値を設定し、市民や行政の役割などについて明記します。

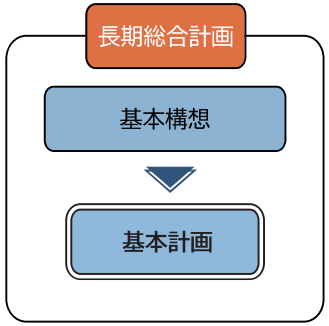

計画の構成

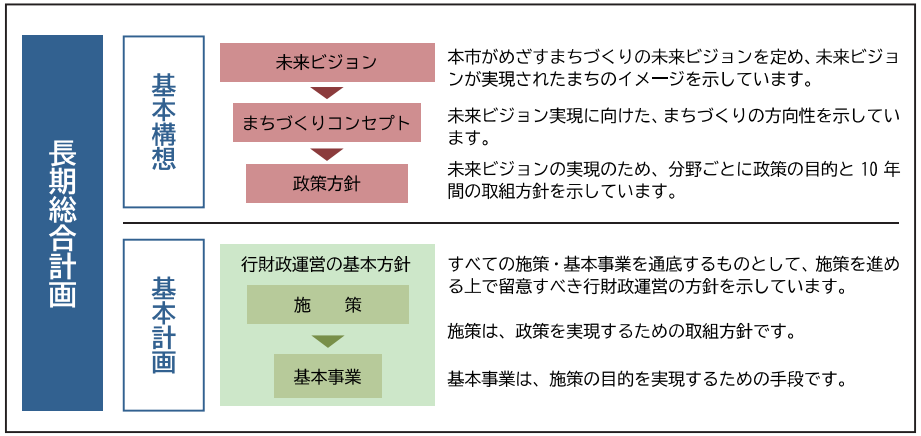

第５次長期総合計画基本構想位置づけ（再掲）

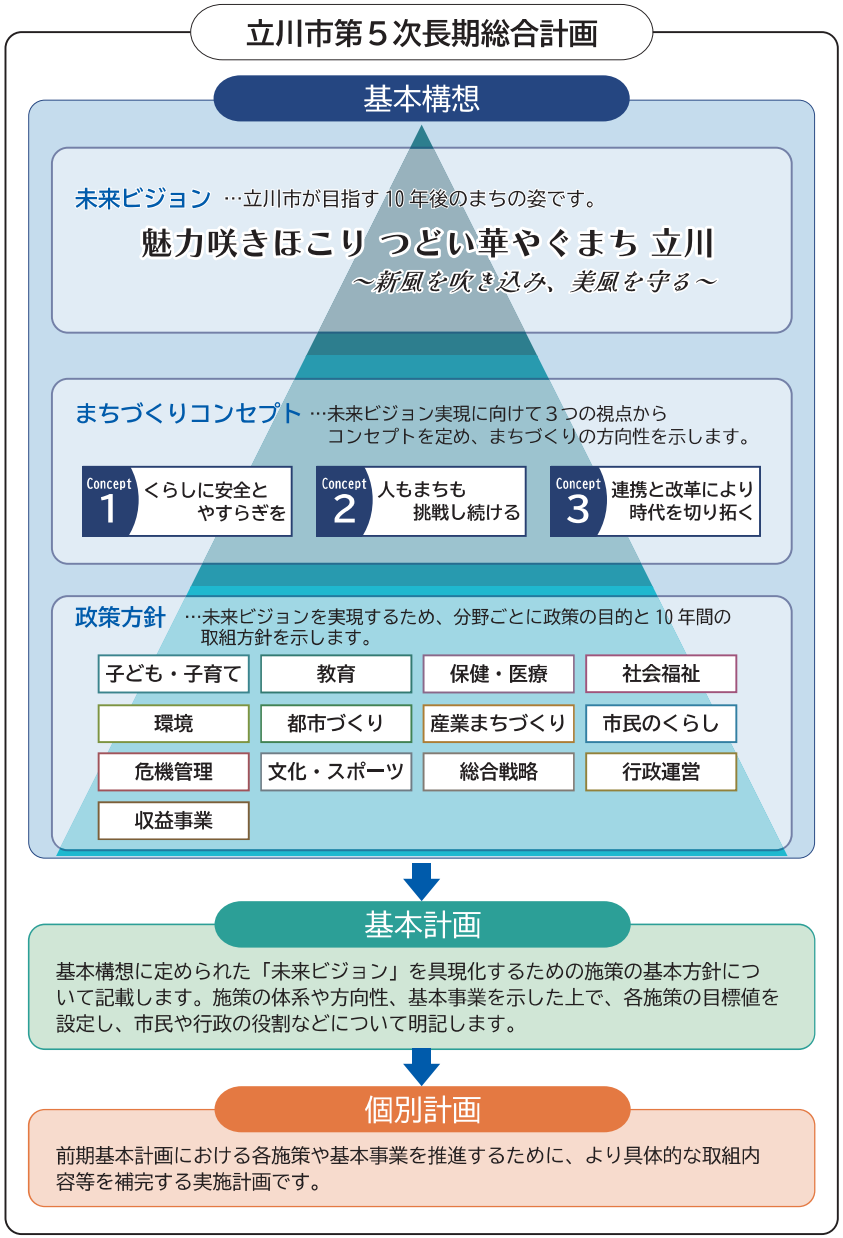

第３節　計画とＳＤＧｓの関係

基本計画は基本構想に掲げた「未来ビジョン」の具現化を目指すものであり、国連が提唱する持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）とその考え方や方向性は共通していると言えます。ＳＤＧｓは、国際社会全体の目標ではありますが、その実現には基礎自治体も役割を果たすことが期待されており、本市においても基本計画に基づき取組を推進することで、ＳＤＧｓの実現に貢献していきます。

ＳＤＧｓ(Sustainable Development Goals）とは、平成 27（2015）年９月の国連サミットで採択された国際目標です。「誰一人取り残さない（leave no one behind)」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、令和 12（2030）年までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

目標１ あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	**目標７** すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	**目標 13** 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標２ 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	**目標８** 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	**目標 14** 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標３ あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	**目標９** 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	**目標 15** 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標４ すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	**目標 10** 国内および各国家間の不平等を是正する	**目標 16** 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標５ ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	**目標 11** 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	**目標 17** 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
目標６ すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	**目標 12** 持続可能な消費生産形態を確保する	

Pick up!

未来ビジョン実現のために
―基本計画と行政経営のしくみ―

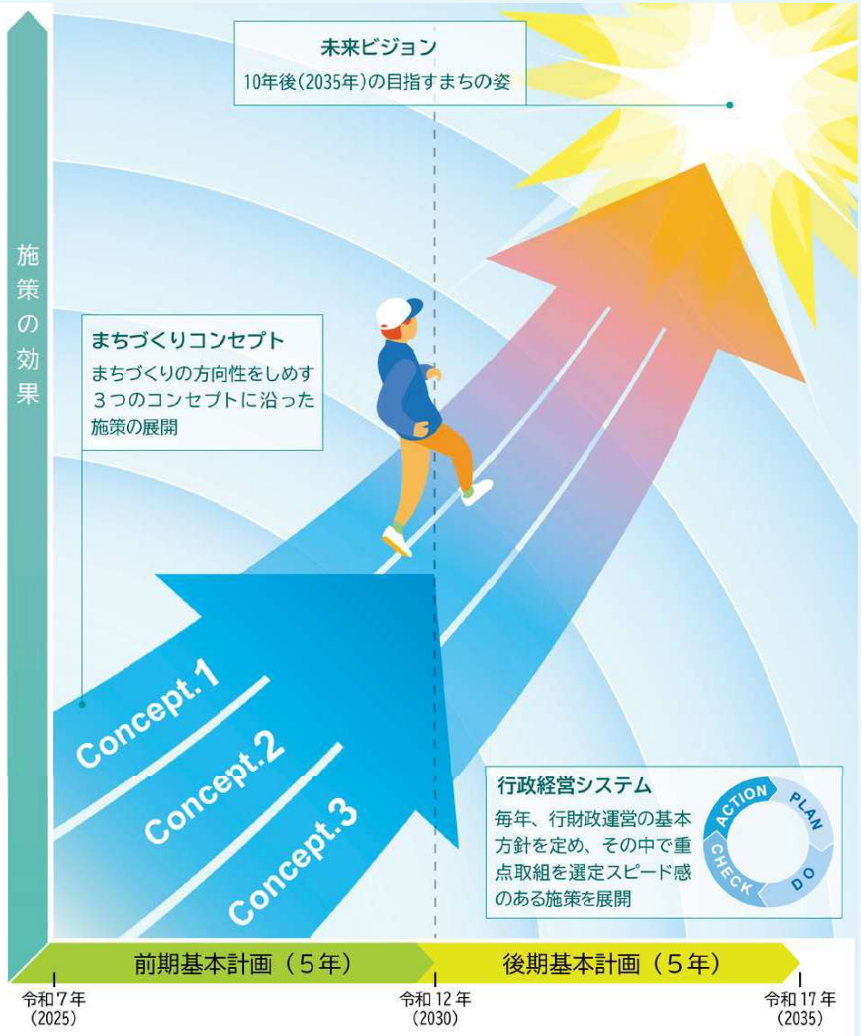

第2章 計画の目的

第１節　計画の目的
第２節　計画期間

第２章　計画の目的

第１節　計画の目的

前期基本計画は、豊かな市民生活の実現と地域の発展を目指し、市民や地域団体、事業者等のさまざまな主体が協働し、未来につながるまちづくりを進めていくために策定します。

基本構想で示した未来ビジョン**「魅力咲きほこり　つどい華やぐまち　立川　～新風を吹き込み、美風を守る～」**を実現するため、13 の政策と政策を実現するためのまちづくりの課題として 61 の施策に体系化し、施策の目的や方針、目標を明らかにしています。

第２節　計画期間

前期基本計画の計画期間は、令和７（2025）年度から令和 11(2029) 年度までの５年間とします。

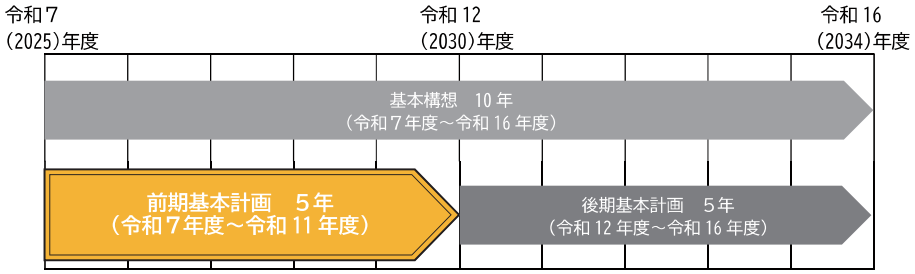

第３章

本市を取り巻く状況

第１節　人口の推移と見通し
第２節　財政状況の推移と見通し
第３節　公共施設と都市基盤（インフラ）の状況

第３章　本市を取り巻く状況

第１節　人口の推移と見通し

１　人口の推移

（１）総人口の推移

人口は増加傾向で推移しています。

平成 27（2015）年に 179,090 人であった総人口は一貫して増加しており、令和７（2025）年には○人となり、○人以上増加しています。

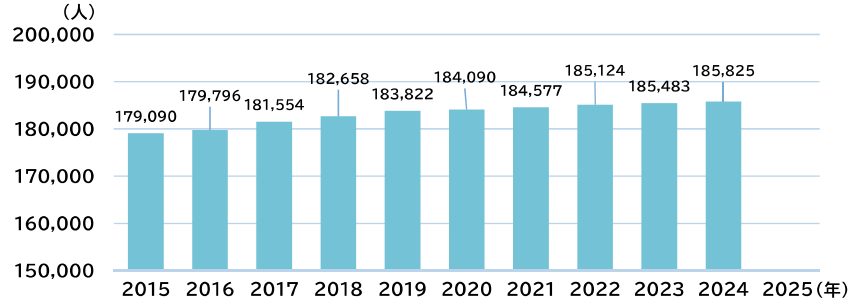

（出典：立川市「世帯と人口」）

（２）出生数・死亡数及び自然増減の推移

死亡数が出生数を上回る「自然減」が続いています。

出生数は平成 27（2015）年に 1,501 人となって以降は、減少傾向で推移し、令和５（2023）年には○人となっています。

一方、死亡数は平成 27（2015）年の 1,576 人から増加傾向にあり、令和５（2023）年には○人となっています。平成 27（2015）年から令和５（2023）年にかけて死亡数が出生数を上回っており、自然減が加速しています。

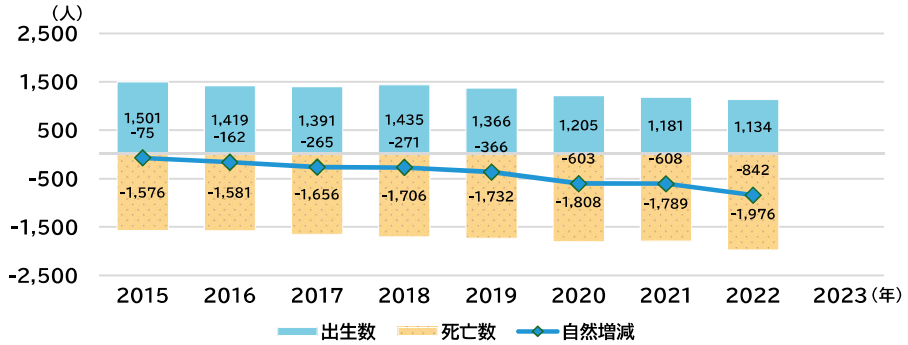

（出典：東京都「人口動態統計」）

（３）合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は減少傾向にあり、また全国平均を下回っています。

合計特殊出生率は、全国的な傾向と同様に平成 27(2015)年をピークに減少傾向にあり、令和５（2023）年には○となっています。全国の平均値より低いものの、東京都の平均値は上回って推移しています。

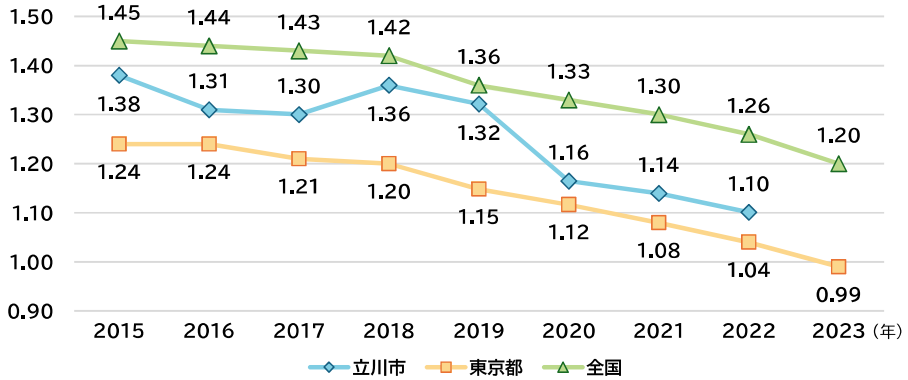

（出典：東京都「人口動態統計」）

（４）転入者数・転出者数及び社会増減の推移

転入者が転出者数を上回る「社会増」が続いています。

平成 27（2015）年以降、一貫して転入者数が転出者数を上回る社会増が続いています。2015 年から 2023 年の間では、多い年で 1,624 人（2016 年）、少ない年で 345 人（2019 年）の社会増となっています。

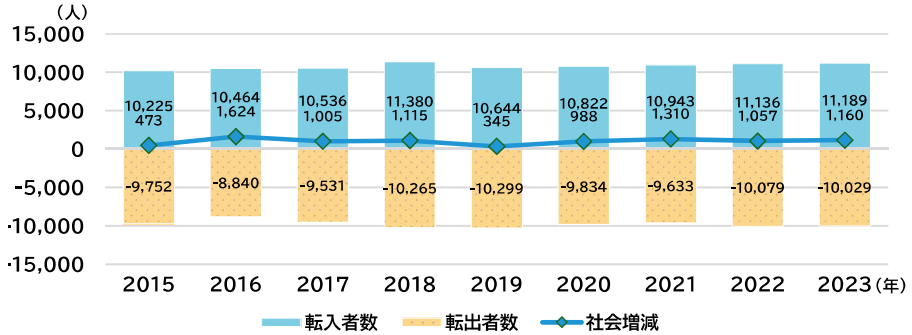

（出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」）

第3章　本市を取り巻く状況

（５）年齢別社会増減の推移

３０代までの転入がとくに多くなっています。

年齢別の社会増減では、引き続き 20 歳代の転入超過が顕著になっており社会増の大きな要因となっています。また、平成 27（2015）年を令和５（2023）年と比較すると、全ての年代で転入超過となり、とくに 30 歳代までの転入が多くなっています。

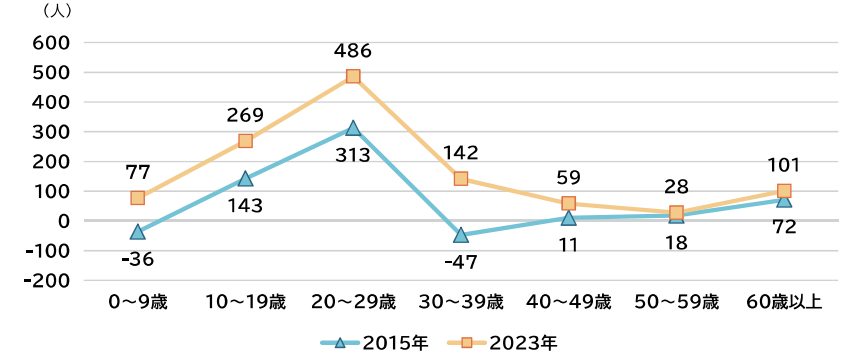

（出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」）

（６）性別・年齢別人口移動の状況

男女ともに２０代の転入が多くなっています。

性別･年齢別の人口移動の状況を見ると、男女ともに 20 歳代の転入が多くなっており、とくに東京圏（埼玉県や千葉県、東京都、神奈川県）を除いた地方部からの転入が多くなっています。一方、20 歳代の女性は、東京 23 区への転出が多くなっています。

性別・年齢別人口移動の状況（2023 年）

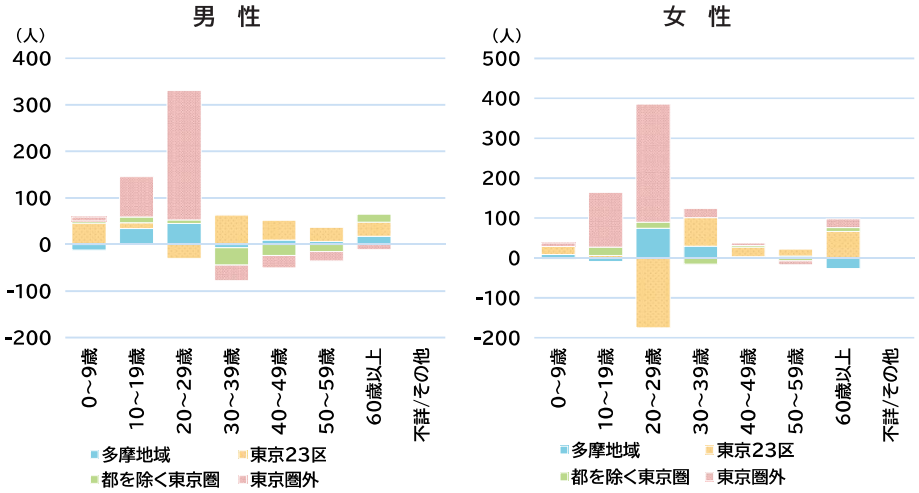

（出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」）

（７）外国人人口の推移

外国人人口は近年微増傾向で推移しています。

外国人人口は平成 27（2015）年の 3,298 人以降、計画期間中一貫して増加しており、令和７（2025）年には〇人となり、総人口に占める割合は約〇％となっています。

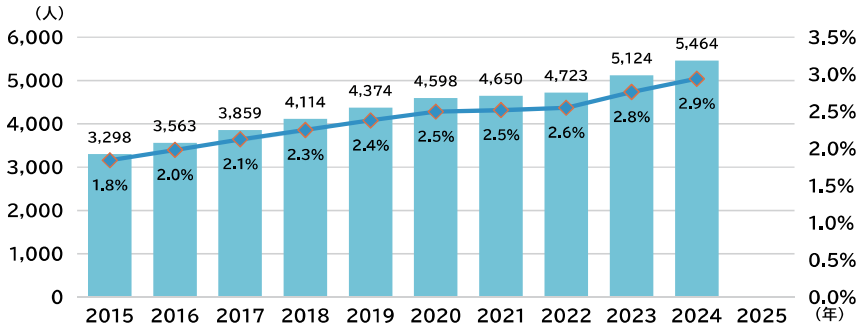

（出典：立川市「世帯と人口」）

第3章　本市を取り巻く状況

２　人口の見通し

全国的に人口減少や少子化、高齢化が進展する中、本市においては主に転入による社会増を背景に、人口増加の傾向にありました。

しかしながら、今後は、少子化に伴い本市へ転入超過傾向にあった東京圏外の若年世代の人口が減少することや、本市から都心部への転出の増加等により、大幅な社会増は見込めません。また、既に死亡数が出生数を上回る自然減になっており、この傾向はさらに進んでいくことが見込まれます。これらのことから、令和 10（2028）年をピークに本市の総人口は横ばいから減少局面に転じると見込まれます。前期基本計画の最終年となる令和 12（2030）年には計画策定時の令和７（2025）年から 91 人の人口増加であり、現状の人口規模と比べて大きな変化が想定されていません。ただし、その後は、大きな人口減少が見込まれています。

今後、本市においては、定住人口の確保により、自然増を目指しつつ、交流人口を増加させることにより、本市の発展と周辺地域への活性化に寄与し、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

（１）総人口の推移

令和７（2025）年に○人であった総人口は、令和 10（2028）年の 186,390 人をピークに減少していき、令和 17(2035)年に 184,495 人、令和 27(2045)年には 178,211 人とピークから 5,879 人減少すると見込まれます。

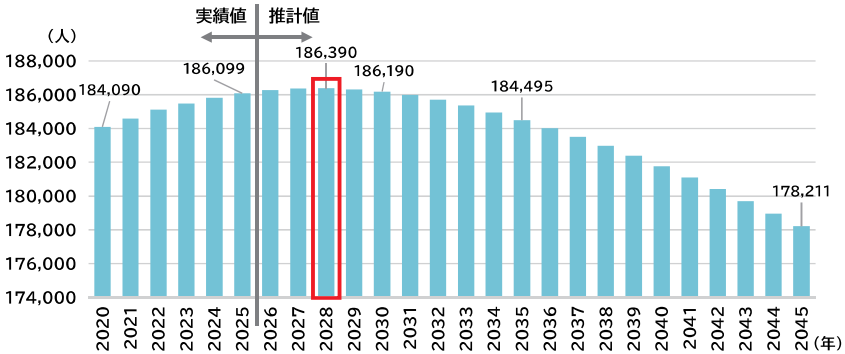

（出典：立川市「立川市第５次長期総合計画策定のための将来人口推計調査（令和５年）」、2020 年・2024 年の数値は同年１月１日現在の住民基本台帳人口）

（２）年齢４区分別人口・人口割合の見通し

年齢階層別に見ると、14 歳以下の人口はほぼ一貫して減少すると見込まれます。15 ～ 64 歳の人口は令和９（2027）年の 119,028 人をピークにその後一貫して減少すると見込まれます。65 歳以上の人口は一貫して増加し、とりわけ 75 歳以上の人口が令和 27（2045）年にかけて大きく増加していくと見込まれます。

年齢階層別割合では 14 歳以下と 15 ～ 64 歳は一貫して減少し、65 歳以上は一貫して増加します。令和７（2025）年には 1 人の 65 歳以上の高齢者を○人の 15 ～ 64 歳の現役世代で支えている状態でしたが、令和 27（2045）年には 1 人の 65 歳以上の高齢者を 1.73 人の 15 ～ 64 歳の現役世代で支える状態になると見込まれます。

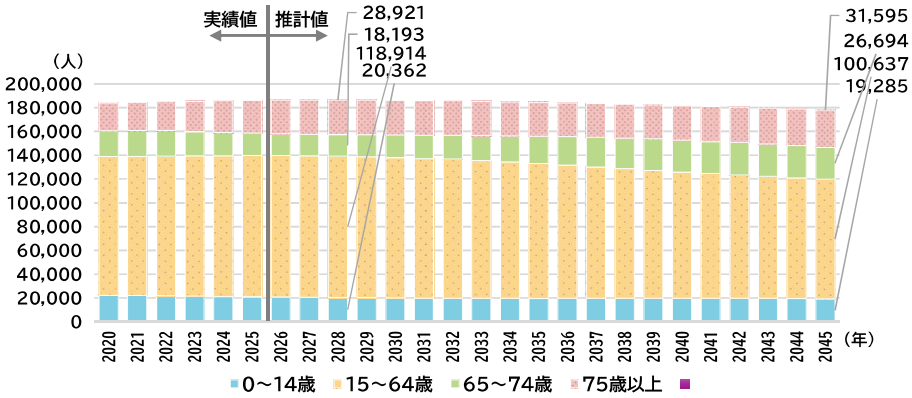

（出典：立川市「立川市第５次長期総合計画策定のための将来人口推計調査（令和５年）」をもとに作成、2020 年・2024 年の数値は同年１月１日現在の住民基本台帳人口）

人口構造の変化が読み取れる表やデータ等を掲載予定

第3章　本市を取り巻く状況

第２節　財政状況の推移と見通し

１　財政状況の推移

（１）普通会計歳入の推移

普通会計の歳入額は、令和２（2020）年度に新型コロナウイルス感染症に対応するための国庫・都支出金が大幅に増加したことで 1,055.3 億円となり、その後は減少したものの高い水準で推移しています。

歳入の根幹をなす市税収入は、法人市民税は交付税原資化による減以降、景気の影響により増減していますが、個人市民税、固定資産税は増加しており、市税全体では増加傾向にあります。譲与税・交付金は、地方消費税の税率の引き上げによる地方消費税交付金の増や法人事業税交付金の創設などにより増加しています。法人市民税の割合が高い本市は、税制改正や景気の変動を受けやすい税収構造となっています。

普通会計歳入の推移

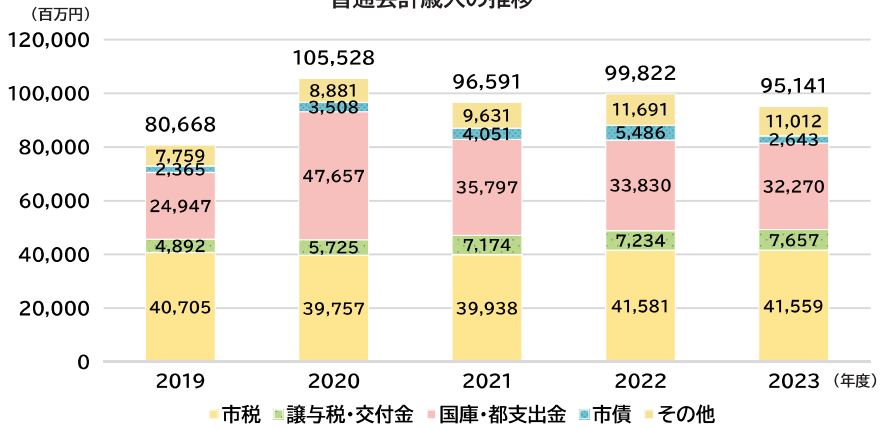

【参考】市税収入額の推移

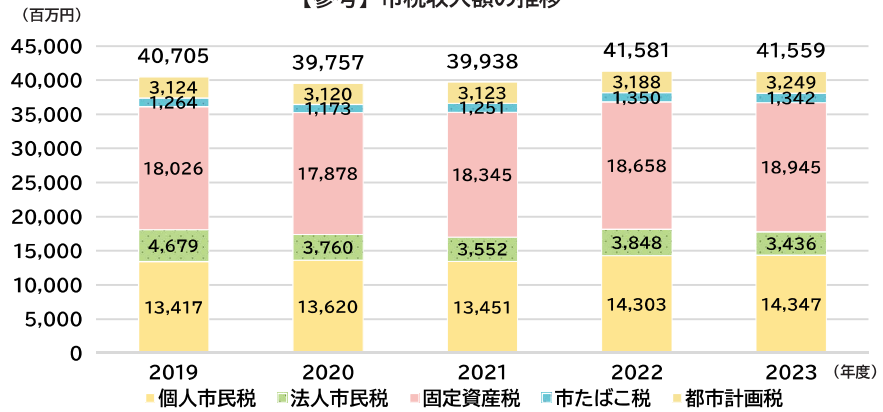

※239 百万円以下である軽自動車税及び入湯税はグラフ上では掲載していない。

（出典：「地方財政状況調査」を基に立川市作成）

（２）普通会計歳出の推移

普通会計の歳出額は、令和２（2020）年度に新型コロナウイルス感染症に対応するための臨時的支出が大幅に増加したことで 989.7 億円となり、その後は減少したものの高い水準で推移しています。

公債費などは減少しましたが、社会福祉費の増により扶助費が５年間で 34.3 億円増加したほか、物価高騰などの影響もあり、補助費等、物件費、投資的経費など多くの性質別経費が増加しています。

普通会計歳出の推移

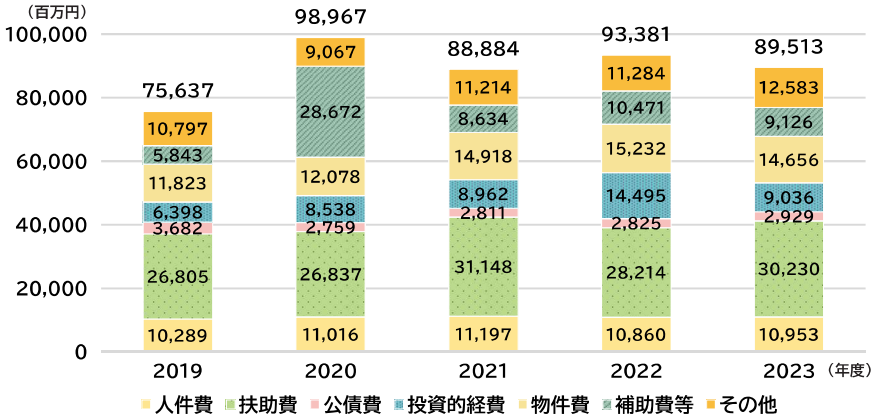

（３）普通会計市債残高の推移

普通会計市債残高は、新清掃工場や新学校給食共同調理場の建設、学校の建替え・改修工事などへの活用により、令和５（2023）年度末には 283.1 億円となり、５年間で 47.8 億円、20.3%増加しています。今後、公共施設再編個別計画に基づく施設整備などにより投資的経費が増大することが見込まれるため、財政の硬直化につながる公債費の増加に留意しながら、計画的に市債を活用する必要があります。

普通会計市債残高の推移

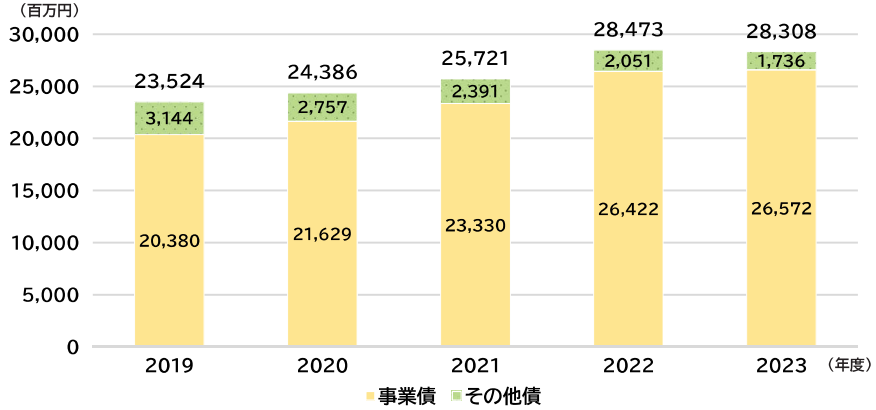

（出典：「地方財政状況調査」を基に立川市作成）

（４）普通会計基金残高の推移

財政調整基金残高は、令和５（2023）年度末には 119.5 億円となり、平成 31（2019）年度末に比較して 14.0 億円増加しています。公共施設整備基金は、令和５（2023）年度末には 223.5 億円となり、平成 31（2019）年度末に比較して 90.3 億円増加しています。経済不況等による大幅な税収減により歳入不足が生じた場合や予期せぬ自然災害、都市インフラや公共施設の老朽化などに備え、基金に積立をしておく必要があります。

普通会計基金残高の推移

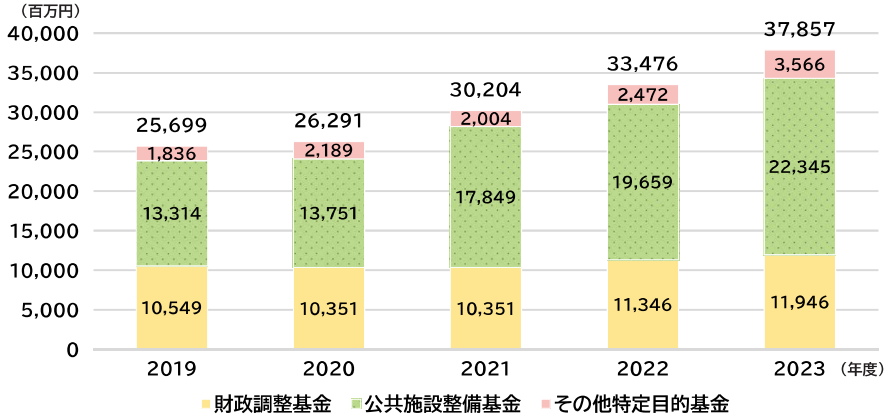

（出典：「地方財政状況調査」を基に立川市作成）

２　財政状況の見通し

令和６（2024）年度当初予算額を基に、令和 11（2029）年度までの財政収支を試算しています。

歳入については、市税は、内閣府による「中長期の経済財政に関する試算」を踏まえ、将来人口推計や税制改正の影響などを加味しています。譲与税・交付金は、法人事業税交付金と地方消費税交付金で内閣府の試算に基づく経済成長の見込みから増とした一方、地方特例交付金では定額減税による減収の補填終了を反映しています。

歳出については、人件費は、給与改定や定期昇給、職員の新陳代謝を見込んでいます。扶助費は、過去の平均伸び率などに基づき増としています。投資的経費は、公共施設の再編に伴う学校施設等の建替え・改修やその他施設の改修を見込み、公債費と歳入の地方債も合わせて推計しています。その他行政経費である物件費・維持補修費・補助費等などについては、物価高騰の見込みや過去の平均伸び率などを考慮しています。

財政収支については、令和７（2025）年度に財源不足が 35 億円となり、令和 11（2029）年度には 42 億円に及ぶと予測しています。市税の大幅な伸びが見込めない中、扶助費は引き続き高い水準で推移し、さらに投資的経費の増嵩も顕著となっているため、厳しい行財政運営を余儀なくされる見通しとなっています。

普通会計財政収支の見通し【令和６年度から令和11年度】

（単位：億円）

区分			令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
歳入	市税		411	426	430	431	433	435
	譲与税・交付金		83	81	82	83	84	84
	国庫・都支出金		292	303	301	305	306	317
	地方債		34	25	9	35	63	98
	その他収入		35	36	36	36	36	36
	合計①		855	871	858	890	922	970
歳出	義務的経費	人件費	121	126	136	129	139	130
		扶助費	291	305	308	312	315	318
		公債費	30	31	33	32	31	31
	投資的経費		89	89	73	104	124	174
	その他行政経費		333	355	347	350	355	359
	合計②		864	906	897	927	964	1,012
差引額（①－②）			▲ 9	▲ 35	▲ 39	▲ 37	▲ 42	▲ 42
基金繰入金			9	35	39	37	42	42

※令和６年10月作成

出典：「地方財政状況調査」等を基に立川市作成

財源の不足に当たっては、公共施設整備基金を計画的に活用するほか、財政調整基金を取崩すことにより、収支の均衡を図る必要があります。

基金及び地方債残高の見通し【令和６年度から令和11年度】

（単位：億円）

区分	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
財政調整基金　各年度末残高	115	99	88	83	60	50
公共施設整備基金　各年度末残高	223	217	199	177	161	131
地方債各年度末残高	292	287	266	271	304	375

※令和６年10月作成

出典：「地方財政状況調査」等を基に立川市作成

第３節　公共施設と都市基盤（インフラ）の状況

（１）公共施設及び都市基盤（インフラ）の推計

令和５（2023）年度末の公共施設及びインフラの数量等をもとに、令和６（2024）年度から令和 45(2063) 年度までの 40 年間における公共建築物、道路、橋りょう、下水道の整備額の見込みは 4,159.0 億円と試算しています。

将来の更新費用の推計（公共施設及び都市基盤（インフラ））

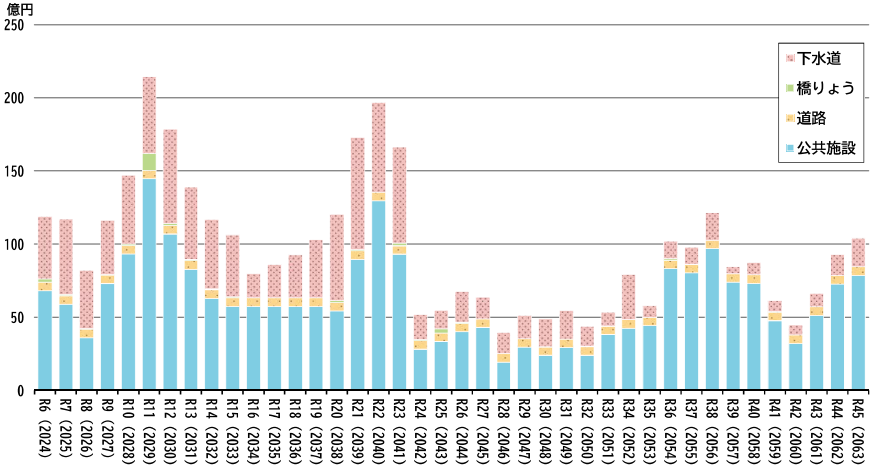

総務省提供による公共施設更新費用試算ソフトによる試算の前提条件

試算対象施設	公共建築物（公有財産台帳記載）、道路、橋りょう、下水道
試算期間	40 年（令和６(2024)年度～令和 45(2063)年度）
試算方法	試算対象施設の面積及び延長（㎡、m）に対し試算ソフトの標準更新単価を用いて試算期間にかかる更新費用（新規整備・用地取得は含まない）を推計する。

※推計値には試算対象施設以外の更新費や、更新以外の修繕にかかる費用等は計上していない
※上記試算は、令和５(2023) 年度末現在のデータによる試算結果であり、市の策定している諸計画とは試算の前提条件（年度・施設等）が異なる

（２）本市施設の老朽化状況

本市の公共施設をめぐる状況については、平成 30(2018) 年度に策定した「公共施設再編個別計画」などで示したとおり、多くの公共施設でますます老朽化が進んでいる状況です。一方、建替え等により施設の更新を進めていくうえでは、昨今の資材価格や人件費の高騰、人手不足等が避けては通れない課題となっており、計画的な更新を妨げる要因となっています。

今後、少子化、高齢化がますます進み社会の担い手が減っていくとともに、本市においても例外なく人口減少に転じることが予想されるなか、人口構造にあった施設保有量にするとともに、将来に負担を残さない持続可能な公共施設の展開を進める必要があります。

本市施設の築年数状況

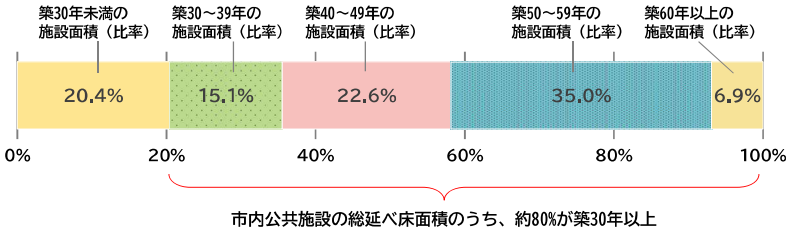

（「立川市公共施設再編個別計画」に基づき、令和６年４月時点の状況に修正して作成）

第4章 行財政運営の基本方針

第４章　行財政運営の基本方針

１　基本的な考え方

前期基本計画期間においては、少子高齢化の進行や公共施設等の老朽化といった歳出増につながる諸課題だけでなく、サービスの担い手が不足していく状況も踏まえて、行財政運営のあり方を変化させていくことが求められます。また、必要な行政サービスを見極め、どのように提供し維持するかも重要な課題です。

近年、猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々に生活様式の変化や行動変容をもたらし、結果として様々な環境においてデジタル化が大きく進展しました。また、最近の世界的な経済情勢の変化や金利の動向、気候変動や大規模災害の発生等を踏まえると、時代の潮目が変わり、先行き不透明で、将来予測が困難な状況になっています。ＶＵＣＡ※時代の到来ともいわれる今日においては、一度策定した計画に縛られることなく、状況の変化をとらえて、より柔軟に運用することが重要となっています。

そのような中で、市の持つ経営資源（＝ひと、もの、おかね、情報）を効率的・効果的に活用するしくみ（＝行政経営のしくみ）とともに、市の地域特性を活かした地域や民間などの多様な主体（＝地域、民間、自治体）との連携・協働が不可欠です。

また、デジタルに関する視点として、限られた経営資源をより必要とされる業務に振り分けるためにも、これまでの単なるシステム化やデジタル化に留まらない、行財政運営のあり方や業務プロセスに変革をもたらす要素として、行政内外のＤＸを推進する必要があります。

これらを踏まえて、前期基本計画の行財政運営においては、次のことを重視していきます。

○ 持続可能な行財政運営のために、真に必要とされる行政サービスを見極めていくこと。
○ デジタル技術を活用した行財政運営のあり方にシフトしつつ、業務プロセスを柔軟に変化させていくこと。
○ 地域や民間等の多様な主体と、地域の特性を活かした連携・協働を推進していくこと。

２　基本方針

上記の基本的な考え方のもと、「行政経営のしくみ」、「経営資源の効率的・効果的な活用（ひと・もの・おかね・情報）」、「デジタル社会に向けたＤＸの推進」及び「市民・事業者等との連携・協働」の４つについて、基本方針を定めます。

（１）行政経営のしくみ
（２）経営資源の効率的・効果的な活用（ひと・もの・おかね・情報）
（３）デジタル社会に向けたＤＸの推進
（４）市民・事業者等との連携・協働

※ブーカ。「Volatility（変動性）」「Uncertainty（不確実性）」「Complexity（複雑性）」「Ambiguity（曖昧性）」の頭文字をとった言葉で、先行き不透明で、将来の予測が困難な社会状況を指す。

（１）行政経営のしくみ

限られた経営資源を適正かつ効率的・効果的に配分し、生産性の高い施策を進めるしくみとして、引き続き行政評価によるＰＤＣＡサイクルを活用していきます。

業務の効率化

最適なサービス提供手法や業務の実施について、行政が担うべき役割を明確にし、デジタル技術を活用した業務の効率化、アウトソーシングによる事業の実施などを積極的に検討します。

指標のあり方

行政評価制度における成果指標について、ＥＢＰＭの推進を前提とし、施策の成果向上を追求することで市民サービスの向上につなげるよう、目的に合った指標を設定して取り組みます。

行政評価による経営資源の最適化

「施策・事務事業」から「施策・基本事業」の評価方式へ移行し、基本事業の目的から事務事業を相対的に評価することで、事務事業の優先順位付けやコスト削減などの改善と、評価にかかる事務負担の軽減につなげます。また、国や都の事業の動向を注視し、市独自の上乗せ・横出しも含めて経営資源の投入状況を評価します。

柔軟な制度運用と迅速な意思決定

市民・事業者等との連携・協働によるメリットを最大限享受するため、既存の制度による制約を可能な限り柔軟に対応しつつ、迅速な意思決定のもとで事業を具現化します。

【行政経営のしくみのイメージ】

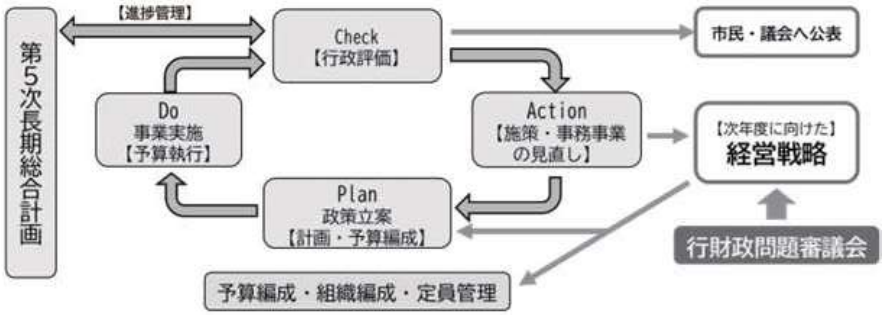

第４章　行財政運営の基本方針

（２）経営資源の効率的・効果的な活用

市の経営資源である「ひと」「もの」「おかね」「情報」を以下の方針に基づき、最大限に活用していきます。

効果的な組織づくりと職員の育成・確保【ひと】

① 効果的な組織編成と適正な定員管理

最適なサービス提供手法や業務の実施について、行政が担うべき役割を明確にし、デジタル技術を活用した業務の効率化、アウトソーシングによる事業の実施などを積極的に検討します。

② 職場力の強化

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、時間外勤務の縮減やリモートワーク環境の充実を図ります。職員の健康を維持し、ハラスメント防止対策を進めるとともに、助け合う組織風土を醸成します。デジタル技術を活用して生産性の高い職場環境を構築します。

③ 職員の育成

職員が将来の働き方を見通せるようにキャリアパスを示すとともに、能力やスキルを含めたキャリアプラン形成支援を行います。また、デジタル技術を活用した業務改革を推進する上で、職層に応じた知識と能力の育成を行います。

④ 優秀な人材の確保

現在の職員採用方法を検証し、より有効な制度への改善を図り、多様な人材を確保していきます。また、他自治体と異なる本市や職場の魅力を最大限に発信し、優秀な人材に選ばれるように、強い意識を持って人材確保に取り組みます。

公共施設やインフラ施設等の効果的な保全・更新及び有効活用【もの】

① 持続可能な公共施設等の展開

公共施設の管理業務の効率化と経費削減、適切な維持保全方法の検討を行います。公共施設の更新については、コスト削減を考慮しつつも、資材高騰や人手不足の状況を踏まえた柔軟な計画運用を行います。また、将来的な需要や財政リスクも十分に考慮し、必要に応じて複合化や機能の見直しを進めます。

② 公有財産の有効活用

公共施設再編等により生じる跡地や跡施設の民間活用を推進し、歳入増加や維持管理コストの削減を図ります。公共施設の更新時には、ＰＰＰ/ＰＦＩ手法等の導入可能性を検討し、民間ノウハウの活用を促進します。

健全な財政運営【おかね】

① 基金の適正な管理

財政調整基金は持続可能な財政運営のために必要な額を確保します。また、公共施設の更新やインフラ施設の老朽化対策により、公共施設整備基金の必要性が高まることから、引き続き投資的事業の進捗に応じて必要な額を確保していきます。

② 市債活用の適正化

公共施設の更新やインフラ施設の老朽化への対応が本格化することにより、計画期間中にさらなる投資的経費の必要性が見込まれることから、後年度の公債費の負担を踏まえた市債活用を行っていきます。

③ 自主財源の確保

使用料や手数料については、受益者負担の適正化の観点から、社会情勢や他市との均衡を考慮しつつ、定期的な見直しを検討します。特に公共施設やインフラ施設の更新時には、利便性向上に伴う適正な利用料金への見直しを検討します。
ネーミングライツや広告料収入の確保、官民連携による公共施設の有効活用を進め、新たな自主財源を確保します。

④ 予算編成・執行管理

行政評価と連動した効率的・効果的な予算編成を行います。社会保障関係経費の増加や公共施設の更新等に伴う投資的経費の増加に対応するため、計画的な予算執行を行います。
財政状況の分析では、近年の新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応による支出増も考慮し、引き続き、通常時の経常支出を適切に把握していきます。

情報の活用【情報】

① 情報の発信

情報を真に必要としている市民へ的確に届くしくみを検討し、ＳＮＳ等の活用も含めた効果的な情報提供に努めていきます。

② 情報の分析

これまでの行政評価における活動指標の分析はもとより、生成ＡＩやデータ分析ツールといった新たなデジタル技術を積極的に活用し、ＥＢＰＭを踏まえた施策・事業の立案を進めていきます。

① 情報の官民連携

民間事業者が自らの知見やノウハウを活かして、市の課題に対して主体的に取り組める事業提案制度等を進めていきます。また、市の課題となっている情報を積極的に提示し、サウンディング型市場調査などを活用することで、官民連携による課題解決につなげていきます。

② 情報基盤の整備・運用

市の業務システムについて、セキュリティに留意しつつも、クラウド環境の導入やシステムのサービス利用を含めた効率的・効果的な運用を推進します。また、システムの新規導入や更新時には、共同調達・共同運用等を積極的に検討します。

第4章 行財政運営の基本方針

（３）デジタル社会に向けたＤＸの推進

市が限られた経営資源を有効に活用し、必要なサービスを提供していく上では、効率的な業務プロセスの確立やそれに対応した環境構築のためにＤＸを推進していきます。

ＤＸの効果的な推進

やみくもにデジタル化するのではなく、利用者への訴求効果の高い業務分野・手法を見極めるとともに、ＢＰＲによる業務プロセスの変革や規制の見直しを含めてＤＸを推進します。

ＤＸの推進に必要な体制の確立

行政手続きのデジタル化の推進やキャッシュレス決済の拡充とともに、フロントヤード改革やアナログ規制の見直しへの対応に向けて、専門人材の活用、推進に必要な組織体制や制度の確立に取り組みます。

デジタルデバイドへの支援

デジタル化への移行に対応することが困難な利用者に対して、デジタル格差解消のための支援策や市の提供するサービスへのアクセシビリティの向上等を積極的に検討します。

（４）市民・事業者等との連携・協働

各施策の目標を実現するためには、これまで以上に地域、民間等の多様な主体との連携・協働が不可欠です。連携に取り組むことによるメリット等を考慮し、障壁となる規制や制度を柔軟に変化させ、スピード感をもった意思決定により推進していきます。

地域との連携・協働

地域の担い手不足が進む状況を踏まえつつ、引き続き地域社会の活性化や女性等の多様な人材の活躍の促進と、適切な役割分担による地域との連携・協働を推進します。

適切なサービス提供主体

施策の遂行にあたっては、市が主体的に行わなければならないのか、また民間事業者等の活力が期待できるのかを十分に検討し、市の特性を活かした連携・協働をさらに促進します。

官民連携のしくみづくり

市と市民・事業者等との連携・協働を行うにあたっては、市の関わり方や連携方法はもちろんのこと、市が解決すべき課題や連携によるメリットを明らかにした上で、効果的に成果が得られるしくみの拡充を検討します。

柔軟な制度運用と迅速な意思決定

市民・事業者等との連携・協働によるメリットを最大限享受するため、既存の制度による制約を可能な限り柔軟に対応しつつ、迅速な意思決定のもとで事業を具現化します。

第 5 章

分野別計画

前期基本計画　政策体系
政策の見方
施策の見方
第１節　子ども・子育て
第２節　教育
第３節　保健・医療
第４節　社会福祉
第５節　環境
第６節　都市づくり
第７節　産業まちづくり
第８節　市民のくらし
第９節　危機管理
第 10 節　文化・スポーツ
第 11 節　総合戦略
第 12 節　行政運営
第 13 節　収益事業

前期基本計画　政策体系

未来ビジョン	まちづくりコンセプト	政策	施策
魅力咲きほこり　つどい華やぐまち　立川 ～新風を吹き込み、美風を守る～	くらしに安全とやすらぎを ～誰もがやさしさと成長を実感できるまちづくり～	子ども・子育て	1　子ども・子育て政策の推進 2　子どもや子育て家庭への一体的な相談・支援 3　途切れのない成長・発達支援 4　子どもの居場所づくりと育ちの推進 5　未就学児の子育てと仕事の両立支援
		教　育	6　学校教育の充実 7　特別支援教育の推進 8　学校教育環境の充実 9　学校給食の提供と食育の充実 10　教育行政の推進
		保健・医療	11　健康づくりの推進 12　豊かな長寿社会の実現 13　介護保険制度の適正な運営 14　国民健康保険制度等の安定運営
		社会福祉	15　福祉行政の推進 16　地域福祉の推進 17　障害福祉の推進 18　セーフティネットによる生活支援の充実
		環　境	19　持続可能な環境の保全 20　持続可能な資源循環の実現 21　廃棄物の適正処理の促進 22　下水道の管理 23　下水道の整備 24　下水ポンプ場の運営
	人もまちも挑戦し続ける ～つどいとつながりにより新しい価値を創造する魅力あふれるまちづくり～	都市づくり	25　良好な市街地環境の形成 26　建築基準行政の適正な実施 27　道路の管理 28　道路の整備 29　公園・水辺管理と緑の保全
		産業まちづくり	30　活力ある産業の振興 31　都市と農業の共生 32　官民連携のまちの形成 33　多様な移動手段による活力ある都市活動の実現
		市民のくらし	34　市民活動と地域社会・多文化共生の推進 35　市民相談機能と消費生活の充実 36　ライフステージに応じた適切な手続き手法の提供 37　安心して暮らせる住環境の推進 38　市民にわかりやすい公正・公平で適正な課税 39　納税しやすい環境の整備と安定した税収の確保
		危機管理	40　危機管理体制の充実と防犯対策の推進 41　防災体制の充実 42　コンプライアンスの推進
	連携と改革により時代を切り拓く ～市民に寄り添い、市民とともに未来へつむぐまちづくり～	文化・スポーツ	43　文化芸術の振興 44　生涯学習社会の実現 45　図書館サービスの展開 46　立川のまち・くらしの記録 47　スポーツの推進
		総合戦略	48　総合戦略の推進 49　行財政改革の推進 50　持続可能な財政運営の推進 51　適正な公共調達の実現 52　市政情報とまちの魅力の発信 53　公共施設マネジメントの推進 54　男女平等参画社会・多様性の推進
		行政運営	55　職員の育成・確保および働きやすい職場づくり 56　デジタル環境の整備と維持管理 57　庁舎・公文書管理と例規整備 58　公共調達における品質の確保 59　公共施設の保全 60　公金の適正管理
		収益事業	61　競輪運営による持続した収益の確保

政策の見方

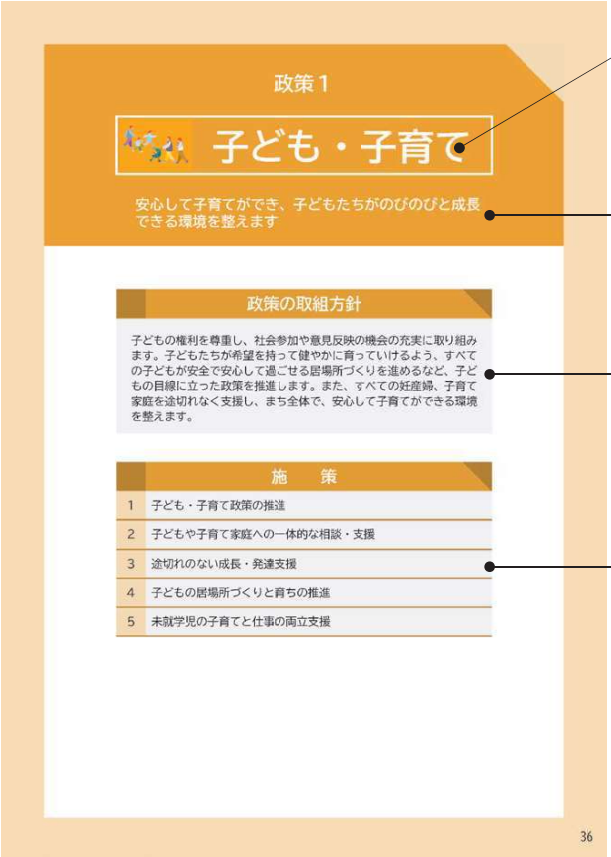

政策名です。合計で 13 の政策があります。

政策の目的を記載しています。

政策の取組方針を記載しています。

政策に紐づく施策の一覧を掲載しています。

施策の見方

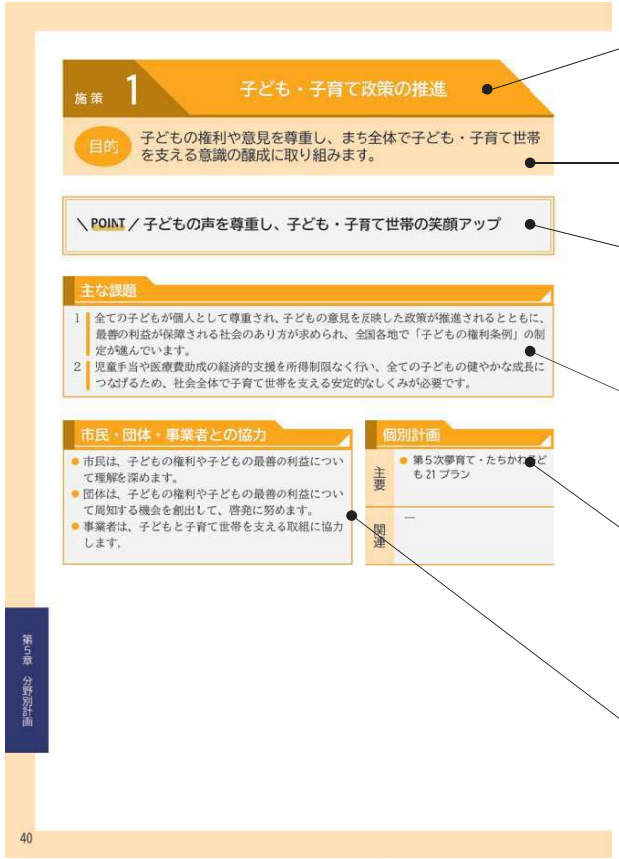

施策 1 子ども・子育て政策の推進

目的 子どもの権利や意見を尊重し、まち全体で子ども・子育て世帯を支える意識の醸成に取り組みます。

＼POINT／子どもの声を尊重し、子ども・子育て世帯の笑顔アップ

主な課題

1 全ての子どもが個人として尊重され、子どもの意見を反映した政策が推進されるとともに、最善の利益が保障される社会のあり方が求められ、全国各地で「子どもの権利条例」の制定が進んでいます。

2 児童手当や医療費助成の経済的支援を所得制限なく行い、全ての子どもの健やかな成長につなげるため、社会全体で子育て世帯を支える安定的なしくみが必要です。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、子どもの権利や子どもの最善の利益について理解を深めます。
- 団体は、子どもの権利や子どもの最善の利益について周知する機会を創出して、啓発に努めます。
- 事業者は、子どもと子育て世帯を支える取組に協力します。

個別計画

主要	● 第5次夢育て・たちかわこども21プラン
関連	―

第5章 分野別計画

40

施策名です。番号は施策番号を表し、61 施策までの連番となっています。

施策の目的を記載しています。

施策の特徴、ポイントを記載しています。

施策に関する主な課題を表しています。また、現状や課題を踏まえた必要性についても記載しています。

施策に関連する個別計画を示しています。なお、関連個別計画は、各施策や基本事業単位で関連するものを掲載しています。
※事務事業単位で関連する場合は、原則掲載していません。

この施策の目的を達成するためには、行政の取組だけでなく、市民や事業者、地域、団体などとの連携も必要となることから、それぞれの役割をまとめています。

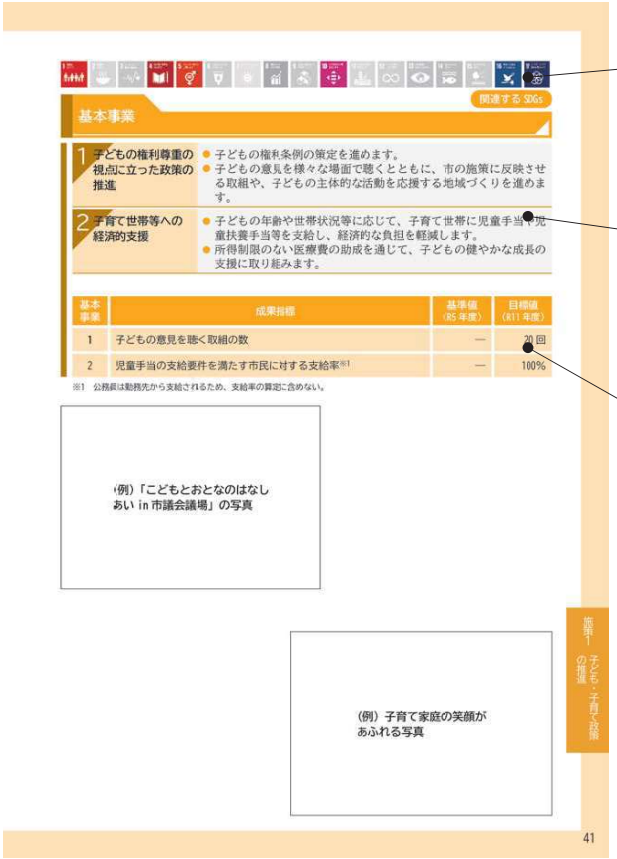

関連する SDGs

基本事業

1 子どもの権利尊重の視点に立った政策の推進
- 子どもの権利条例の策定を進めます。
- 子どもの意見を様々な場面で聴くとともに、市の施策に反映させる取組や、子どもの主体的な活動を応援する地域づくりを進めます。

2 子育て世帯等への経済的支援
- 子どもの年齢や世帯状況等に応じて、子育て世帯に児童手当や児童扶養手当等を支給し、経済的な負担を軽減します。
- 所得制限のない医療費の助成を通じて、子どもの健やかな成長の支援に取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	子どもの意見を聴く取組の数	―	20 回
2	児童手当の支給要件を満たす市民に対する支給率※1	―	100%

※1 公務員は勤務先から支給されるため、支給率の算定に含めない。

（例）「こどもとおとなのはなしあい in 市議会議場」の写真

（例）子育て家庭の笑顔があふれる写真

施策1 子ども・子育て政策の推進

41

施策に関連するＳＤＧｓのゴール（目標）のアイコンをカラーで表示しています。

施策の目的・目標を達成するための手段として、基本事業を設定しています。

施策の目的の達成度を測るため、複数の成果指標を設定しています。目標値は、どの程度の水準を目指すのかを表しています。

政策１

子ども・子育て

安心して子育てができ、子どもたちがのびのびと成長できる環境を整えます

政策の取組方針

子どもの権利を尊重し、社会参加や意見反映の機会の充実に取り組みます。子どもたちが希望を持って健やかに育っていけるよう、すべての子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めるなど、子どもの目線に立った政策を推進します。また、すべての妊産婦、子育て家庭を途切れなく支援し、まち全体で、安心して子育てができる環境を整えます。

	施　　策
1	子ども・子育て政策の推進
2	子どもや子育て家庭への一体的な相談・支援
3	途切れのない成長・発達支援
4	子どもの居場所づくりと育ちの推進
5	未就学児の子育てと仕事の両立支援

施策 1　子ども・子育て政策の推進

目的　子どもの権利や意見を尊重し、まち全体で子ども・子育て世帯を支える意識の醸成に取り組みます。

＼POINT／子どもの声を尊重し、子ども・子育て世帯の笑顔アップ

主な課題

1　全ての子どもが個人として尊重され、子どもの意見を反映した政策が推進されるとともに、最善の利益が保障される社会のあり方が求められ、全国各地で「子どもの権利条例」の制定が進んでいます。

2　児童手当や医療費助成の経済的支援を所得制限なく行い、全ての子どもの健やかな成長につなげるため、社会全体で子育て世帯を支える安定的なしくみが必要です。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、子どもの権利や子どもの最善の利益について理解を深めます。
- 団体は、子どもの権利や子どもの最善の利益について周知する機会を創出して、啓発に努めます。
- 事業者は、子どもと子育て世帯を支える取組に協力します。

個別計画

主要	● 第５次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン
関連	―

関連する SDGs

基本事業

1　子どもの権利尊重の視点に立った政策の推進	● 子どもの権利条例の策定を進めます。 ● 子どもの意見を様々な場面で聴くとともに、市の施策に反映させる取組や、子どもの主体的な活動を応援する地域づくりを進めます。
2　子育て世帯等への経済的支援	● 子どもの年齢や世帯状況等に応じて、子育て世帯に児童手当や児童扶養手当等を支給し、経済的な負担を軽減します。 ● 所得制限のない医療費の助成を通じて、子どもの健やかな成長の支援に取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	子どもの意見を聴く取組の数	―	20 回
2	児童手当の支給要件を満たす市民に対する支給率※1	―	100%

※1　公務員は勤務先から支給されるため、支給率の算定に含めない。

（例）「こどもとおとなのはなしあい in 市議会議場」の写真

（例）子育て家庭の笑顔があふれる写真

施策 2 子どもや子育て家庭への一体的な相談・支援

目的 すべての子ども、子育て家庭、妊産婦の安定した生活を支え、安心できる子育て環境を提供します。

＼POINT／安心して子育てができる環境の整備

主な課題

1 すべての妊産婦・子育て家庭が安心して出産や子育てができるよう、妊娠期から途切れ・すき間のない子育て支援の推進が求められています。
2 効果的な子育て情報の発信や、ライフスタイルの変化に応じた子育て環境を充実させるため、DX の推進が求められています。
3 全国的に増加傾向にある児童虐待を未然に防止するため、予防効果の高い事業の推進、子育て家庭や妊産婦等に対する支援の充実、子どもの権利を尊重する取組が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、子育て家庭や子どもを地域で見守るとともに、支援に協力します。
- 市民・団体・事業者は、養育環境が気になる家庭や子どもがいたときは、早期に支援機関につなぎます。

個別計画

主要	―
関連	● 第５次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン

親子の写真

関連する SDGs

基本事業

1 安心して地域で子育てができる環境づくり	● ファミリー・サポート・センター事業を実施することにより、子どもの健やかな成長を地域で支え、保護者が安心して子育てできる環境づくりに努めます。 ● 子育てに関する保護者の不安感や負担感を軽減し、子どもが健やかに成長できるよう、子育て情報の発信や様々な相談に対応します。
2 配慮を必要とする家庭への支援	● 子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）等の活動を通して、児童虐待の予防、早期発見及び対応に努めます。 ● 配慮が必要な家庭等の相談に対応し、適切な養育や自立した生活ができるよう支援します。
3 子育てひろばにおける保護者への支援	● 乳幼児及び保護者が相互に交流する子育てひろばを開設し、育児相談や情報提供、子育て講座等を行い、子育て中の保護者が安心して子育てできる環境を整え、乳幼児の健全な成長を促します。
4 妊産婦や乳幼児等の状況把握と支援	● 妊娠期から出産・子育て期まで切れ目ない支援を実現するため、妊娠期から支援が必要な家庭と関係性を構築します。 ● 保健師等の地区活動を支援し、子ども家庭センターの児童福祉部門や関係機関と連携して児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。
5 安心して出産・子育てができる環境整備	● 妊娠期から出産・子育て期まで一貫して子育て家庭に寄り添い、相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援（妊婦等包括相談支援事業等）を充実します。 ● オンライン面接をはじめ母子手帳アプリの充実、DX のさらなる拡充を進めます。
6 妊娠期から子育て期まで切れ目のない健康診査・相談の実施	● 母と子どもの健やかな成長を支援するため、妊婦健康診査の公費負担による母体の健康管理を行います。 ● 子どもの発達段階に応じた各種健康診査を医療機関と連携して実施します。また、保護者が安心して子育てができるよう、相談事業を充実します。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	ファミリー・サポート利用率（登録児童数／利用可能児童数）	13.9%	15.0%
2	養育支援訪問事業改善率（改善世帯数／対象世帯数）	40.9%	50.0%
3	子育てひろばの利用者数（保護者・子ども）	68,349 人	65,000 人
4	支援計画（積極的支援）作成件数	―	120 件
5	妊婦サポート面接率	86.05%	95.00%
6	乳幼児健康診査受診率	97.16%	100%

施策 3　途切れのない成長・発達支援

目的　心身の発達に支援や配慮が必要な子どもが、地域で安心してすごすことができる途切れのない成長・発達支援を行います。

＼POINT／子どものライフステージに応じた成長や発達の支援体制の強化

主な課題

1. 発達障害は、早期の気づきと適切な療育が重要です。乳幼児健診や保育園、幼稚園、学校等の場において、早期の気づきに努める必要があります。
2. 発達に支援や配慮が必要な子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら、関係機関が連携し、成長の段階に応じて、適切な支援につなげる必要があります。
3. 安全かつ適切な療育を通じて、子どもの発達を促す取組が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、発達に配慮を必要とする子どもについて、理解を深め見守ります。
- 団体は、市との協働によるピアサポート事業に協力します。
- 事業者は、児童発達支援センターを中心に、発達支援事業所や医療機関等とのネットワークを構築し、地域全体の子育て支援力を高めます。

個別計画

主要	● 立川市第３次発達支援計画
関連	● 第５次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン ● 立川市第４次特別支援教育実施計画

関連する SDGs

基本事業

1 発達支援の理解啓発	● 発達に支援や配慮が必要な子どもに対する早期発見や、支援環境の整備を推進します。 ● 発達に関する正しい理解の促進と周知啓発を行います。
2 子どものライフステージに応じた成長発達支援	● 発達に支援や配慮が必要な子どもの保護者に対して、総合的な相談支援を行います。 ● 発達に支援や配慮が必要な子どもを対象とした発達支援親子グループ事業を実施し、親と子の遊びを通した成長を支援します。
3 配慮を必要とする就学前児童への療育と保護者支援	● 心身の発達に支援や配慮を必要とする２歳から就学前の子どもを対象に、通園による療育を実施し、子どもの発達を促します。 ● 保護者同士や家族等の集う場を設け、学習会等を実施して保護者支援を行います。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	発達に関する新規相談件数	397 件	430 件
2	発達相談延べ件数	1,860 件	2,050 件
3	療育中の事故件数	0 件	0 件

療育の様子の写真

施策 4　子どもの居場所づくりと育ちの推進

目的　子どもが主体的に居場所を選び、様々な体験やつながりを通して生きる力を伸ばす環境を整え、健やかな成長を地域全体で見守る活動を支援します。

＼POINT／子どもたちが安全・安心を感じられる居場所づくり

主な課題

1. 子どもが主体的に選べる居場所づくりのため、居場所にかかわる方針や施設計画に子どもの意見を取りいれていくことが求められています。
2. 学童保育所の申請率が徐々に上昇しており、待機児童の解消が必要です。
3. 放課後子ども教室「くるプレ」事業の実施は、利用者増に伴う活動拠点の確保等が必要になっています。また、学童保育所と放課後子ども教室の併用や交流が求められています。
4. 学童保育所の保育の質の向上が求められています。
5. 社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の支援も必要となっている一方で、青少年を見守る担い手の不足、子どもの減少による単位子ども会の減少など、青少年にかかわる地域活動の継承が課題です。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、地域団体の実施する取組に協力します。
- 団体は、市や学校、関係団体と連携し、子育ち支援に取り組みます。
- 事業者は、安全・安心な子どもの居場所の運営を行います。

個別計画

主要	ー
関連	● 第５次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン

（例）児童館やくるプレで遊ぶ子どもたちの様子

あいさつ運動の様子

関連する SDGs

基本事業

1 子育ち施策の推進	● 子どもの居場所にかかわる方針・施設の整備を行い、子育ち支援を推進します。 ● 児童館において児童に健全な遊びを提供することにより、児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、保護者が安心して子育てができるよう支援します。
2 学童保育の実施と量の確保	● 学童保育所の待機児童対策を行い、子どもたちが安心して過ごせる場を安定して提供できる体制を整え、保護者の就労を支援します。
3 地域における子どもの居場所づくり	● 放課後子ども教室「くるプレ」を運営することにより、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所を確保し、子ども自らの育ちにつなげます。
4 学童保育の質の維持・向上	● 指導員の専門性と資質の向上を推進するとともに、障害児や医療的ケア児の保育など、民間事業者と連携しながら、学童保育の質の向上に取り組みます。
5 青少年と地域のつながりづくり	● 家庭、地域、学校等と連携し、子ども 110 番事業、さわやかあいさつ運動などの取組を継続し、青少年の健全な育成を推進します。 ● 子ども会等の少年団体の活動を支援します。 ● 社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者を、行政、NPO や支援機関等によるネットワークを活用して支援します。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	安心できる居場所があると感じる子どもの割合	60.0%	100%
2	学童保育所待機児童数（翌年度 4/1 時点）	256 人	0 人
3	放課後子ども教室登録率（登録人数／全児童数）	51.0%	60.0%
4	巡回相談回数	10 回	40 回
5	青少年に関わる地域の団体数（青少年問題協議会の構成団体数）	39 団体	40 団体

施策 5　未就学児の子育てと仕事の両立支援

目的　未就学の子どもの健やかな育ちと仕事の両立を支援します。

＼POINT／家庭の状況に応じた、多様な保育サービスの提供

主な課題

1. 多様な保育サービスの中から、個々の児童や保護者にあったサービスが利用できるよう支援することが求められています。
2. 国や都の動向を踏まえ、施設への運営支援や保護者の負担軽減等を適切に行うことが求められています。
3. 市内保育施設の指導監督による保育の質の維持・向上とともに、今後の保育ニーズの変化にあわせた、施設の配置や地域ごとの受入枠の適正化が必要です。
4. 公立保育園に対しては、質の高い保育を提供するとともに、地域の保育施設の連携の要や子育て支援の中核となるなど、多機能的な役割が期待されています。
5. 広範で多岐にわたる保育・幼児教育にかかわる事務を統括し、全体の方向性や優先度等を踏まえて、施策を推進していくことが必要です。

市民・団体・事業者との協力

- 市民、事業者は、子どもの健やかな育ちを前提に、ワーク・ライフ・バランスを進めます。
- 事業者は、多様な保育サービスを実施し、地域の子育て支援に努めます。

個別計画

主要	ー
関連	● 第５次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン

関連する SDGs

基本事業

1 多様な保育ニーズに応えるサービスの提供	● 児童や保護者の状況や意向に応じて、適切な保育サービスの利用につながる相談や申請に対応します。
2 保育・幼児教育施設の運営支援と保護者負担の軽減	● 保育・幼児教育施設に対し、給付費や補助金等による運営支援を行います。 ● 保育・幼児教育施設の保護者に対し、補助金等による利用者負担軽減を行います。
3 保育の質の維持・向上と量の確保	● 市内施設への指導検査を実施し、保育の質を確保します。 ● 保育ニーズの変化を把握し、適切な施設配置や受入枠の適正化に取り組みます。
4 公立保育所における保育の実施	● 子どもが健やかに育つ保育を実施します。 ● 地域の保育施設と連携した取組を先導的に行うなど、地域の子育て支援の中核的、多機能的な役割を果たします。
5 保育施策の推進	● 公立保育園を適切に管理・運営するとともに、民間保育施設等との連絡調整を適切に行い市全体での保育サービスの提供を進めます。 ● 施策における主要な取組の方向性を検討し、施策目的の実現を目指します。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	保育園待機児童数（翌年度 4/1 時点）	9 人	0 人
2	１園あたりの補助金等による支援額（年額）	20,419 千円	20,000 千円
3	指導検査実施件数	12 件	15 件
4	公私立連携の取組回数	12 回	15 回
5	主要な施策課題の進捗率	25.0%	100%

政策２

教育

子どもたちの生きる力を育む学校教育を推進します

政策の取組方針

子どもたちの生きる力の基盤として、基礎的・基本的な学力と健やかな体を育むとともに、豊かな心を持ち、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を培う学校教育を推進します。また、自らの個性や能力を伸ばし、一人ひとりにあった個別最適な学びと協働的な学びの実現を図るとともに、誰一人取り残さず、家庭・地域とともに歩む学校づくりを進めます。

	施　　策
6	学校教育の充実
7	特別支援教育の推進
8	学校教育環境の充実
9	学校給食の提供と食育の充実
10	教育行政の推進

施策 6　学校教育の充実

目的　児童・生徒の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成することで、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばすとともに、学校・家庭・地域の連携により、学校教育の充実を図ります。

＼POINT／子どもを主語に「個別最適な学び」の実現

主な課題

1. 児童・生徒一人ひとりの個性や能力に合った最適な学びを実現するとともに、子どもたちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かなサポートの充実が求められています。
2. 学校現場の実情や必要性に応じた適切な支援を適宜行うことが求められています。
3. 児童・生徒の学びの環境を支えるために、東京都教育委員会と連携し、教職員等の適正配置を進めていくことが求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、市と連携して、児童・生徒の健全育成に取り組みます。

個別計画

主要	―
関連	● 立川市第４次学校教育振興基本計画

教室での学習場面の写真

体力向上に取り組んでいる写真

関連する SDGs

基本事業

1 学力・体力の向上	●「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教員研修を実施し、教育の質を向上させます。 ● 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む取組を充実させます。
2 豊かな心を育む教育の推進	● 誰一人取り残さず、一人ひとりの子どもたちに豊かな心を育む教育を推進していきます。 ● いじめの未然防止や様々な困難を抱える児童・生徒への支援を充実します。
3 円滑な教育活動の支援	● 学校支援員等を適切に配置し、日々の授業をはじめ、宿泊行事や校外学習の支援など、学校の諸活動が円滑に実施できるよう学校を支援します。 ● 学校・家庭・地域と連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支えます。
4 教職員の適正配置	● 教職員や会計年度任用職員の任用手続き等を円滑に進めるとともに、必要な教職員等を適正に配置します。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	全国学力・学習状況調査の平均正答率を 100 とした時の達成率（①小６　②中３）	①小６ 99.5% ②中３105.2%	①小６105.0% ②中３105.0%
2	毎日楽しく学校に通っている児童・生徒の割合（①小学生　②中学生）	①小学 99.5% ②中学 105.2%	①小学 105.0% ②中学 105.0%
3	保護者や地域との連携による学校経営を行っていると回答した保護者の割合（①小学校　②中学校）	①小学 83.5% ②中学 78.4%	①小学 85.0% ②中学 80.0%
4	時間外在校等時間が１か月あたり 45 時間超の教員	64.0%	0%

施策 7 特別支援教育の推進

目的 障害の有無にかかわらず、自己肯定感や自信を持って、いずれの学びの場においても安全に楽しく学校生活を送ることを支援します。

＼POINT／つながりを大切にした特別支援教育の推進

主な課題

1 情緒・発達面に配慮を要する児童・生徒が増加傾向にあります。一人ひとりの状況に応じた適切な指導及び必要な支援を行える学習環境や体制を整備していく必要があります。

2 教員等の特別支援教育に関する理解及び専門性を向上させるほか、児童・生徒、保護者等に対して特別支援教育に関する理解を深めていく必要があります。

3 子どもや保護者の不安や悩みの解消につなげていくために、就学相談・教育相談機能を充実させるとともに、関係機関との連携を推進していく必要があります。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、共生社会の形成に向け、特別支援教育に関する理解を進め、地域全体で子どもたちの学びの成長を支えます。

個別計画

主要	● 立川市第４次特別支援教育実施計画
関連	● 第５次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン ● 立川市第４次学校教育振興基本計画 ● 立川市第３次発達支援計画

特別支援教室「キラリ」の授業の様子

プレイルーム（教育相談）の風景

関連する SDGs

基本事業

1 連続性のある多様な学びの場と支援の充実	● 連続性のある多様な学びの場を用意し、合理的配慮の下、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うことができる学習環境や体制づくりを推進します。 ● 新たに中学校自閉症・情緒障害特別支援学級を開設します。 ● 発達障害等のある児童・生徒に対する支援体制の充実について検討を進めます。
2 学校における指導の充実	● 都立特別支援学校と連携した研修等の充実に取り組み、学校における組織的・計画的な特別支援教育の指導の充実につなげます。 ● 児童・生徒の実態に応じた指導を行うため、個別指導計画の作成及び活用を推進します。 ● 各校の実態に即して、通常の学級と特別支援学級等の児童・生徒の交流と共同学習の更なる充実に取り組みます。 ● 共生社会の形成に向け、児童・生徒や保護者、学校関係機関、市民等に対する特別支援教育に関する理解啓発活動を推進します。
3 相談・連携体制の充実	● 就学相談については、就学時にとどまらず、中学校卒業後の進路までを見据えた情報提供や支援内容の提案を行うとともに、多様な関係機関との切れ目のない連携をより一層充実させていきます。 ● 教育相談については、心理の専門家によるカウンセリングや心理療法等を行うとともに、多様な関係機関との切れ目のない連携を充実し、子どもや保護者の不安や悩みの解消につなげていきます。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	特別支援教室に入室した児童・生徒のうち、個々に設定した目標を達成し、通常の学級のみで学校生活を送れるようになった児童・生徒の割合	17.9%	17.9%以上
2	特別支援学校と連携した小・中学校への指導・支援の件数	35 件	50 件
3	就学相談で就学先に関する不安や悩みの解消につながった保護者の割合	92.6%	95.0%

施策 8 学校教育環境の充実

目的 児童・生徒が充実した学校生活が送れるよう、教育環境を整備します。

＼POINT／ ICT を活用した学校教育環境の推進

主な課題

1. 教育 ICT 活用の進展に伴い、周辺機器及びネットワーク環境の整備や機器の更新に向けた計画的な対応及び学校現場の要望を踏まえた計画的な整備を進めていく必要があります。
2. 義務教育の機会を保障するため、学齢児童・生徒の状況に応じ、就学が困難な世帯への援助が求められています。また、登下校時の安全確保に継続的に取り組む必要があります。
3. 学校保健安全法に基づく健康診断を行い、児童・生徒の健康保持・増進や、疾病等の早期発見により健やかな学校生活を送れるよう、保健衛生の推進が必要です。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体は、児童・生徒が安全・安心して通学できるよう見守り活動を行います。
- 市民・団体は、市や学校と連携・協働し、児童・生徒が通う学校付近の通学路の安全点検を行います。

個別計画

主要	―
関連	● 立川市第４次学校教育振興基本計画

関連する SDGs

基本事業

1 教育 ICT 環境の整備	● 児童・生徒が利用する学習系システムのほか、校務系システムを含めた教育 ICT 環境を効果的に運用するための基盤を整備します。
2 就学の機会と通学時の安全・安心の確保	● 学齢簿システム、就学援助・奨励費システム等の運用により、学籍情報をはじめとする児童・生徒の情報を適切に管理します。 ● 経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。 ● 登下校時の安全確保に向け、交通安全と防犯対策の推進に取り組みます。
3 児童・生徒の保健衛生の推進	● 養護教諭や学校医・学校歯科医等と連携し、各健診での課題や学校での計画等を共有し、法に則った健康診断を適切に実施します。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	国の示すネットワーク推奨帯域を満たす学校数	0 校	28 校
2	通学中における負傷事故件数	12 件	0 件
3	①定期健康診断受診率（児童） ②定期健康診断受診率（生徒）	①98.4% ②94.8%	①100% ②100%

写真
ICT を活用した授業風景

写真
通学時の風景

施策 9 学校給食の提供と食育の充実

目的 安全・安心な栄養バランスのとれた給食の提供を行い、児童・生徒の健康増進に取り組むとともに、給食を活用し、小中学校における食育の充実を支援します。

＼POINT／ みんなのくるりんキッチンから安全・安心な手づくり給食の提供

主な課題

1. 民間企業の資金やノウハウを活用する PFI 手法により整備し、平成 25（2013）年４月より運営している西調理場は、令和９（2027）年度末で現在の事業契約が終了することから、設備の更新や運営方法の見直しが必要です。
2. 中学校給食費については、国や都の補助制度の動向を注視するなかで、今後の無償化の実施を検討することが必要です。
3. 安全・安心な給食であるとともに、成長期にある児童・生徒に栄養バランスのとれた給食を提供することが必要です。食物アレルギーのある児童・生徒であっても、他の児童・生徒と同じように充実した給食時間や学校生活を過ごせることが必要です。
4. 小・中学校９年間を見通した計画的な食育を推進するため、各学校と連携し、小・中学校における食育の充実を支援することが必要です。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、事前に市が作成する食物アレルギー関係資料を確認し、安全・安心な食物アレルギー対応の徹底に協力します。

個別計画

主要	―
関連	● 立川市第４次学校教育振興基本計画

関連する SDGs

基本事業

1 学校給食事業の適切な運営

- PFI 手法により整備した東・西調理場において、民間企業の資金・ノウハウ等を活用した効率的な事業運営を行います。
- 東・西調理場の運営事業者への継続的な事業モニタリングの実施等により、共同調理場の給食提供能力の維持・向上に努めます。
- 令和９（2027）年度末で現在の事業契約が終了する西調理場について、次期事業契約を適切に締結し、安全・安心な給食を安定的に提供します。
- 国や都の補助制度の動向を注視するなかで、学校給食費の無償化を実施します。
- 教職員等の学校給食費について、公会計において適切な徴収管理を行います。

2 安全・安心な給食の提供と食育の充実

- 衛生的かつ良質な食材料を円滑に調達し、調理工程及び配送・配膳時の衛生管理を徹底することで、食中毒事故の防止を徹底します。
- 国の基準を満たす安全・安心な栄養バランスのとれた給食を安定的に提供することで、児童・生徒の健康増進に取り組みます。
- 「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づき、関係者の情報共有と各工程での確認を徹底することで、食物アレルギーのある児童・生徒に安全・安心な給食を提供します。
- 共同調理場における「食に関する指導の全体計画」に基づき、各校の「食に関する指導の計画」と連携しながら、小・中学校における食育の充実を支援します。
- 保護者等への情報発信を強化することで、食の大切さや安全・安心な給食提供に対する理解を深めます。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	事業モニタリング結果における要求水準達成割合	100%	100%
2	学校給食における食物アレルギー事故の発生件数	0 件	0 件

みんなのくるりんキッチン（東調理場）	みんなのくるりんキッチン（東調理場）

施策 10　教育行政の推進

目的　子どもを取り巻く学びの環境が変化するなかで、総合的な教育行政の政策を立案し、社会の変化に対応した効果的な教育施策を推進します。

＼POINT／教育施策に関する組織横断的な企画や調整の実施

主な課題

1. 多様な市民意向を教育行政へ反映するため、引き続き教育委員会における審議の充実に努める必要があります。
2. めまぐるしく変化する社会情勢に対応するため、総合的な教育行政の充実が求められています。
3. 学校施設の老朽化が進んでいるため、施設の維持管理を適切に行い、安全確保に努める必要があります。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、教育行政に関心を持ち、積極的に教育活動に参画します。

個別計画

主要	● 立川市第４次学校教育振興基本計画
関連	―

関連する SDGs

基本事業

1 教育委員会の運営
- 教育委員会定例会等において十分な情報を提供し議論を深めるとともに、迅速な意思決定を行います。
- 教育委員の知見を深めるため、各種研修会等への参加や学校訪問・教育施設等への視察を積極的に実施します。

2 総合的な教育行政の企画と推進
- 新たな教育ニーズに対応したさまざまな教育施策を企画立案し、積極的に教育行政を推進します。

3 学校施設環境の維持管理と充実
- 児童・生徒の安全で快適な教育環境を確保するため、教育施設として適切な維持管理を行います。
- 児童・生徒の安全で快適な教育環境を確保するため、教育施設として適切な修繕及び営繕工事を行います。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	教育委員会「活動」の点検・評価表におけるＡ評価以上の活動の割合※1	66.7%	100%
2	教育委員会「施策」の点検・評価表におけるＡ評価以上の施策の割合※1	68.4%	80.0%
3	維持管理に関する学校からの依頼に対しての達成率	98.6%	100%

※1　S・A・B・Cの４段階評価

教育委員会の視察の様子（仮）

第十小学校の増築校舎 OR 施設整備の様子

政策３

保健・医療

市民の健康を維持･増進し、暮らしやすい生活をサポートします

政策の取組方針

市民の主体的な健康づくりを通じて健康増進や介護予防につなげていくため、保健事業の周知啓発や場の提供、各種検診・健康診査の受診機会の充実等に取り組みます。また、社会基盤となる介護人材の確保･育成など、介護サービスの整備を進めるとともに、医療費適正化等により社会保険制度の安定運営を推進します。

施　　策

11	健康づくりの推進
12	豊かな長寿社会の実現
13	介護保険制度の適正な運営
14	国民健康保険制度等の安定運営

施策 11　健康づくりの推進

目的　市民一人ひとりが健康でいきいきとした生活ができるよう、市民の主体的な健康づくりを支援します。

＼POINT／がん対策をはじめとした生活習慣病予防による健康寿命の延伸

主な課題

1. 生活習慣病の予防やがんによる死亡者を減少させるため、特定健康診査や成人歯科健康診査、各種がん検診の定期受診の定着化等による疾病の早期発見、早期治療が一層必要となっています。
2. 将来に向けた健康のため、現在の生活習慣の改善と、それを支援、促進していくための正しい知識の普及啓発を進めていく必要があります。
3. 予防接種については、制度変更が定期的に行われているため、今後も、制度の動向を踏まえた適切な対応を進めていく必要があります。
4. 誰もが生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすためには、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防・重症化予防、生活機能の維持・向上等により、不健康な期間を短縮し、健康寿命の延伸を進める必要があります。
5. 新型インフルエンザ等感染症や災害発生時に適切な公衆衛生活動を展開するため、マニュアル等の充実や関係機関との連携等、日常から危機管理体制を整えておく必要があります。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、生活習慣病予防等の重要性を理解し、運動習慣を身につける等、主体的に健康管理に取り組みます。
- 団体は、地域のつながりを豊かにするため、幅広い市民が参加できる健康づくり活動に自主的に取り組みます。
- 事業者は、職場における健康づくりを推進します。

個別計画

主要	● 健やかたちかわ 21 プラン第４次（立川市第６次地域保健医療計画） ● 立川市第２次いのち支える自殺総合対策計画
関連	―

関連する SDGs

基本事業

1 生活習慣病予防対策の推進	● 特定健康診査や成人歯科健康診査、各種がん検診の受診率、精密検査受診率の向上に取り組みます。 ● 検診等の受診しやすい体制の整備を進めます。
2 健康に関する教育及び啓発	● 健康教室をはじめ、市の広報や SNS 等の媒体を通じ、心と体の健康を維持・増進するための正しい情報を発信するとともに、対象者の特性に応じた取組を推進します。
3 予防接種の適正な実施	● 定期接種や任意接種について、子どもから大人まで、ライフステージに応じた適切な接種の勧奨と接種機会の確保に取り組みます。 ● 予防接種による発症予防や重症化予防の効果、副反応や健康被害のリスクなどの情報発信に取り組みます。
4 自発的な健康づくり	● 健康ポイント事業、健康イベント等を通じて、対象者の特性に応じた心と体の健康を維持・増進するための情報や手段等を提供し、自発的な健康づくりができる環境づくりを支援します。 ● 団体や事業者と連携し、地域等とのつながりによるライフコースアプローチを踏まえたフレイル予防等の健康づくりを支援します。
5 保健医療体制の充実	● 新型インフルエンザ等感染症や災害の発生時に対処するため危機管理体制の充実を進めます。 ● 身近な所で安心して何でも相談できる、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」を持つよう普及啓発と情報発信に取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	成人歯科健康診査受診率	0.93%	3.00%
2	健康教室参加者数	650 人	700 人
3	子どもの定期接種率（代表：５種混合）※1	107.5%	100%
4	疾病予防や健康づくりなどの健康管理に取り組んでいる市民の割合	83.7%	85.0%
5	かかりつけ医師を持っている市民の割合	58.4%	65.0%

※1　令和５（2023）年度までは４種混合

施策 12　豊かな長寿社会の実現

目的　高齢者になっても住み慣れた地域でその人らしい生活を送るための支援をします。

＼POINT／ **認知症施策や介護予防の推進による高齢者への必要な支援の提供**

主な課題

1. 高齢者がフレイル予防に主体的に取り組むことができるよう介護予防活動等へ支援するだけでなく、無意識に健康行動につながる環境づくりが求められています。
2. 認知症高齢者とその家族が、住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域住民が認知症を正しく理解し、支援できるように取り組むことが必要です。
3. 支援が必要になっても地域で生活が続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。また、高齢者を含む世帯全体を支援する相談体制の充実が必要となっています。
4. 高齢者人口の増加に伴い、認知症等により判断能力が低下する高齢者も増加傾向であるため、関係機関が連携・協働し、権利擁護支援ネットワーク体制の充実が必要となっています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、認知症を正しく理解し、高齢者の尊厳を守ります。
- 市民・団体・事業者は、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。
- 市民（高齢者）は、介護予防活動に主体的に取り組みます。

個別計画

主要	● 立川市高齢者福祉介護計画（第９次高齢者福祉計画）
関連	―

関連する SDGs

基本事業

1 介護予防活動の育成・支援	● 無意識に健康行動が取れる環境づくりである「０次予防」に取り組むことによって、介護予防を効果的に推進していきます。 ● 住み慣れた地域で生活し続けるために、自ら取り組む介護予防活動を支援します。
2 認知症施策の推進	● 市民が認知症等を正しく理解するために認知症サポーター養成講座の拡充に取り組みます。 ● 認知症サポーターを中心とした支援チームであるチームオレンジの体制を整備します。 ● 認知症の本人発信支援、ピアサポートや家族への支援の場を拡充するオレンジドアの活動を支援します。 ● 認知症地域支援推進員の６生活圏域の配置を目指し、認知症施策を推進します。
3 高齢者の相談・サービス支援	● 地域包括支援センターの機能強化・体制整備によって相談機能の向上に取り組みます。 ● 在宅医療と介護の両方を必要とする高齢者が、円滑に連携した体制でサービスを受けられるよう在宅医療・介護連携を推進します。 ● 地域で生活するために必要なサービスが受けられるよう支援する体制整備に取り組みます。
4 高齢者の権利擁護支援事業	● 高齢者の尊厳を守り、その人らしく安心して生活できるよう権利擁護支援ネットワーク体制の充実を推進します。 ● 急増する支援が必要な高齢者の金銭管理・意思決定支援のあり方について検討し、日常生活自立支援事業を補完する新たな権利擁護支援事業に取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	健康管理に取り組んでいる高齢者の割合	90.2%	95.0%
2	認知症サポーター養成講座の受講者数	1,930 人	2,500 人
3	地域包括支援センター等の総合相談件数	26,621 件	27,000 件
4	権利擁護の相談件数	1,282 件	1,400 件

施策13 介護保険制度の適正な運営

目的 持続可能な介護保険制度の運営により、住み慣れた地域で安心して介護サービスを受けられるようにします。

＼POINT／ 質の高い介護サービスを提供する人材の育成と定着の支援

主な課題

1 今後も介護サービスを必要とする要介護認定者の増加が見込まれていることから、サービス水準の向上を進めるとともに、適切なサービス量の確保と保険給付の適正化が求められています。

2 介護サービス基盤、とりわけ地域密着型サービスについては、要介護認定者数の増加を踏まえ計画的に整備していくことや、慢性的に不足している介護人材確保対策の充実が求められています。また、介護サービス事業者に対する運営指導の充実が求められています。

3 85歳以上の後後期高齢者の増加により、要介護・要支援認定者数の増加が見込まれています。それに伴い必要となる保険給付費も増加傾向にあることから、介護保険料も上昇傾向にあり、適切な保険料設定や丁寧な対応が必要です。

4 高齢化の進展等による要介護認定申請件数の増加に対応し、かつ業務を効率化し、安定したサービスを提供し続けるために、適正な介護認定の実施が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、介護保険制度の趣旨に基づき、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めます。
- 事業者は、連絡会等を通じて、保険者である市と相互に協力し、情報の共有や適正な介護サービスの提供に努めます。
- 団体は、市と協力の上、介護認定審査会を運営していきます。

個別計画

主要	● 立川市高齢者福祉介護計画（第９期介護保険事業計画）
関連	―

関連するSDGs

基本事業

1 介護保険給付の適正な実施と制度の周知・啓発
- 保険給付の適正化のため、ケアプラン点検等の給付適正化事業を実施します。
- 各介護保険サービスの事業者連絡会・研修会等を開催し、介護保険サービスの質の向上を目指します。
- 介護保険制度や高齢者のサービスについて、冊子・広報・SNS 等を活用して、市民へ情報を提供します。

2 介護保険サービス事業者の運営指導
- 介護保険サービスの適正な給付及びサービスの質の確保のため、保険者が介護保険のサービスを提供する事業者に対して、実地による運営指導を行います。

3 介護サービス基盤の整備
- 介護サービスを必要とする市民が利用できるよう介護保険事業計画に基づき介護サービス基盤の整備を行います。
- 介護サービスを提供する介護人材は慢性的に不足しているため、多様な人材を確保するとともに、質の高い介護サービスを提供する人材の育成と定着を支援します。

4 介護保険料の適正な賦課と収入確保
- 保険料の算定にあたっては、被保険者の所得を適切に把握し適正な賦課を行います。
- 保険料収入は介護保険における重要な財源であるため、安定的な制度運営のため適正な収納管理を行い、収納率の向上に取り組みます。
- 保険料は給付費が増えるほど増加するしくみとなっているため、保険料設定等について、被保険者からの問い合わせ等には丁寧に対応します。

5 適正な介護認定の実施
- 要介護認定・調査業務の外部委託化及び介護認定審査会のオンライン開催を継続して実施します。
- 適正な介護認定を行うためには、認定調査員の質の向上が必要なため、引き続き研修を実施していくとともに、認定調査事務の効率化も検討していきます。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	介護保険給付サービス件数	246,932 件	297,000 件
2	運営指導実施事業者数	19 件	25 件
3	介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修受講料等助成件数	30 件	40 件
4	介護保険料収納率（現年分：還付未済額を除く）	99.1%	99.3%以上
5	介護認定の申請から認定までの期間	40.3 日	30 日

施策 14　国民健康保険制度等の安定運営

目的　誰もが適切に医療を受けられ、安心して年金を受給することができるように、社会保険制度の安定運営を推進します。

＼POINT／特定健診の受診率向上による健康の保持増進

主な課題

1. 国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者の健康の保持増進のため、健康診査の受診率向上や、各種保健事業および、医療の受診に適切につなげていくことが求められています。
2. 重複受診や頻回受診等に対し、受診行動の適正化を推進していくことや、レセプト点検を行うことにより、医療費の適正化を進めることが求められています。
3. 国民健康保険においては、医療費の増加に対応するため、適正な保険料率を設定していくことや、国等に対して財政支援の拡充を要請していくことが求められています。
4. 長期的な給付と負担のバランスを確保し、国民年金制度を持続可能な仕組みとするため、市民に対し、制度の周知を進めていくことが求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、制度の財政的安定のため、保険料を遅滞なく納付します。
- 市民は、社会保険制度を正しく理解し、届出等を行います。
- 市民は、健康の維持・増進に取組みます。

個別計画

主要	● 立川市国民健康保険第３期データヘルス計画
関連	―

関連する SDGs

基本事業

1 効果的な保健事業の推進	● 特定健康診査や特定保健指導等の各種保健事業を推進し、被保険者の健康寿命の延伸に取り組みます。 ● 東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者の保健事業を推進するとともに、制度改正等については適切に対応し、適正な事務の執行に取り組みます。
2 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の資格・給付事務の適正な運営	● 国民健康保険制度および、後期高齢者医療制度における被保険者資格の認定、疾病・負傷等に関する保険給付等、適正な事務の執行を行います。 ● 重複受診や頻回受診等に対し、受診行動の適正化を推進するとともに、被保険者資格や請求内容のレセプト点検を行うことにより、医療費の適正化を進めます。
3 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の賦課徴収事務の適正な運営	● 国民健康保険料の賦課・徴収や、後期高齢者医療保険料の徴収等を適切に行うことにより、保険料収入の確保を行い、制度の安定運営を推進します。 ● 医療費に見合った保険料率等の設定や、国等に対する財政支援の拡充の要請等、国民健康保険制度の安定化に取り組みます。
4 国民年金制度の適正な運営	● 市民の国民年金受給権を確保し、老後の安定した生活を支えていくため、日本年金機構と連携し、法定受託事務や協力連携事務の適正な執行に取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	特定健康診査受診率	44.1%	60.0%
2	レセプト点検一人当たり財政効果額	2,752 円	3,061 円
3	国民健康保険料現年度調定額	3,578,733 千円	3,967,420 千円
4	国民年金保険料納付率	76.0%	81.0%

政策４

社会福祉

多様な担い手がつながり支え合い、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを進めます

政策の取組方針

市民や関係団体・事業者等との協働を進めるため地域活動の担い手などを支援するとともに、市民が主体的に地域生活課題の解決に参画・協働するしくみづくりを推進します。また、支援が必要な市民を障害福祉サービスや生活保障などの各種福祉施策に適切につなげることや居場所づくりにより、安心して暮らせる地域共生社会を形成します。

施　　策

15	福祉行政の推進
16	地域福祉の推進
17	障害福祉の推進
18	セーフティネットによる生活支援の充実

施策 15　福祉行政の推進

目的　すべての人が、適切で必要な福祉サービスを受けられるように、ハード・ソフト両面を整備します。

＼POINT／適切な福祉関連施設の管理運営と適正な福祉サービスの促進

主な課題

1 市民サービス向上のため、総合福祉センター、斎場、福祉会館及び高齢者就労生きがい支援センターについて、施設の老朽化への対応と運営のあり方を検討する必要があります。
2 人生 100 年と言われる中、老人クラブ構成員の高齢化や加入率が減少傾向であり、社会参加できる場や高齢者の生きがいづくりが一層求められています。
3 社会福祉法人や障害福祉サービスの適正な運営等について、検査体制の充実が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、生きがいを持ち、社会に積極的に参加することに努めます。
- 事業者は、適正な運営と適正な福祉サービスの提供に努めます。

個別計画

主要	ー
関連	● 立川市第５次地域福祉計画 ● 立川市高齢者福祉介護計画（第９次高齢者福祉計画） ● 立川市高齢者福祉介護計画（第９期介護保険事業計画） ● 健やかたちかわ 21 プラン 第４次（立川市第６次地域保健医療計画） ● 立川市第２次いのち支える自殺総合対策計画

関連する SDGs

基本事業

1 福祉関連施設の管理運営	● 総合福祉センター、斎場、福祉会館及び高齢者就労生きがい支援センターについて、施設の老朽化への対応と運営のあり方の検討を進めます。
2 生きがいの創出と社会参加の推進	● 老人クラブ、シルバー大学や保健講座等への参加や就労への支援を通じて、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促し、いきいきと活動する社会の実現を目指します。
3 適正な社会福祉事業及び障害福祉サービス事業の推進	● 社会福祉法人や障害福祉サービス事業所の適正な運営を促進するため、指導監査等を行います。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	福祉関連施設が事故なく運営されている割合（稼働率）	100%	100%
2	地域の活動（行事）に参加している高齢者の割合	40.2%	40.2%
3	文書指摘なし又は改善状況報告書が提出された件数	3 件	15 件

総合福祉センターの写真

権利擁護関連の会議の写真

施策 16　地域福祉の推進

目的　地域でつながり支えあい、すべての人が自分らしく、いきいきと暮らすためのしくみづくりを推進します。

＼POINT／ つながり・支えあいと専門職の伴走支援が重なりあう地域におけるセーフティネットの充実

主な課題

1. 望まない孤独と孤立の問題は一層深刻さを増しており、誰もが取り残されない地域づくりを進めていくために、市と市民、関係機関、事業者等が協働しながら支えあう地域づくりを進め、地域生活課題を解決していくことが求められています。
2. 担い手の高齢化や成り手不足等により活動を継続していくことが困難な団体が増えていることが課題です。
3. ひきこもりが長期化し、親の高齢化に伴い社会的に孤立し生活困窮に陥る世帯や、子育てと老親の介護を同時に行うダブルケア、介護離職、ヤングケアラー等複合的な課題を抱えた世帯が増えていることが課題です。
4. 困りごとがあっても利用できるサービスがあることを知らない、または支援を求めるだけの力が残っていない等の理由により、解決しないまま抱え込み、長期化することを予防するために、市民が支援を求めやすい相談体制の整備が求められています。
5. 今後は、身寄りのない単身者や認知症高齢者等の増加が見込まれることから、誰もが自分らしく安全・安心に暮らすことができ、市民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていく地域共生社会の実現に向けた取組が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、地域共生社会を理解し、地域のつながりづくりや支え合い活動を推進します。
- 市民・団体・事業者は、困りごとを解決するための行動を起こし、社会的孤立の防止に努めます。

個別計画

主要
- 立川市第５次地域福祉計画
- 立川市第２次成年後見制度利用促進計画
- 立川市再犯防止推進計画

関連
- 立川市第７次障害者計画
- 立川市高齢者福祉介護計画（第９次高齢者福祉計画）
- 立川市高齢者福祉介護計画（第９期介護保険事業計画）
- 健やかたちかわ 21 プラン 第４次（立川市第６次地域保健医療計画）
- 立川市第２次いのち支える自殺総合対策計画
- 第５次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン

関連する SDGs

基本事業

1 地域のつながりづくり・支えあい活動の推進
- 誰もがその人らしく、いきいきと生活できる地域づくりを推進し、望まない孤独と孤立を予防するとともに、「困ったときには支援を求めていい」ことの周知・啓発を行います。
- 地域住民等が主体となって協力・連携しながら、様々な地域生活課題を解決できる環境を整えるとともに、地域活動団体や地域住民等の活動が継続されるよう支援していくしくみを構築します。
- 地域住民等の気にかけあう関係性「つながり・支え合い」と、専門職による寄り添い型の「伴走支援」が重なりあうことにより、地域におけるセーフティネットが充実するよう取り組みます。

2 支援を求めやすい相談体制の充実
- 苦しい時には「助けて」と声をあげられる環境を整え、課題が重度化する前に早期に適切な支援につながるよう、福祉４分野や教育部門等の関係機関や団体との連携を強化し相談体制を充実させます。
- 市民の身近な圏域で、様々な地域生活課題の相談に応じることのできる体制の整備を推進します。

3 地域共生社会実現に向けた支援体制の充実
- 成年後見制度等の利用促進による権利擁護、再犯防止、避難行動要支援者対策等、関係機関、団体等との連携により支援体制を充実し、地域共生社会の実現を目指します。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	地域福祉アンテナショップ利用者延べ人数	14,051 人	20,000 人
2	家族親族以外で隣近所に相談や助けあいができる人がいる割合	51.3%	55.0%
3	成年後見制度の利用者数	434 人	550 人

地域福祉アンテナショップ
関係イメージ図

施策 17　障害福祉の推進

目的　障害のある人もない人も共に暮らしやすい環境を整備します。

＼POINT／ 居場所づくり等による障害のある人の地域生活の支援

主な課題

1 障害者虐待の防止のため、施設従事者等への研修を充実する必要があります。また、「障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の目指すまちを実現するため、条例の理念を市民・事業者等に浸透させる必要があります。

2 多様化する障害者のニーズに対応するため、相談支援事業所等を後方支援し、強化する必要性が求められています。また、障害者の重度化・高齢化に備え、拠点の機能を担う事業所等の人材育成や体験の場の確保等、安定した運営を行う必要があります。

3 医療的ケア児等コーディネーターの配置や医療的ケア者の居場所づくりの検討が必要です。また、精神障害対応地域包括ケアシステムの推進や重度障害の方の施設等を充実させる必要があります。

4 一般就労者数は年々増加していますが、就労を継続するために定着支援の充実が求められています。また、障害者就労施設等からの新たな調達品等を確保し、障害者の工賃の引き上げにつなげる必要があります。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共生する社会の実現に努めます。
- 団体は、自立支援協議会等を通じて連携し、住み慣れた地域で生涯にわたり生活を続けられるしくみを協議・推進していくことに努めます。
- 事業者は、障害者差別解消法を踏まえ、合理的配慮の提供に取り組むとともに、障害者の雇用を促進し、ともに生きるまちづくりに取り組みます。

個別計画

主要	● 立川市第７次障害者計画 ● 立川市第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画
関連	● 立川市第５次地域福祉計画 ● 立川市高齢者福祉介護計画（第９次高齢者福祉計画） ● 立川市高齢者福祉介護計画（第９期介護保険事業計画）

関連する SDGs

基本事業

1 障害者の権利擁護の推進	● 障害者施設での虐待事案が発生しているため、施設従事者等への研修を充実し、虐待防止に取り組みます。 ● 条例の理念等を市民・事業者等に浸透させるため、条例の内容等を周知するとともに、引き続き障害者理解の普及啓発事業に取り組みます。
2 相談体制の整備	● 委託先の相談機関と市が連携し、相談に適切に対応するとともに、相談機関を支える基幹相談支援センターを設置します。 ● 地域の相談支援事業所への助言や人材育成、関係機関との連携を強化し、地域の相談支援体制を充実させます。
3 地域生活の支援	● 医療的ケア児（者）が地域で安心して生活できるよう、医療等の関係機関と生活支援の連携体制を検討します。 ● 医療的ケア児等コーディネーターの配置や医療的ケア者の居場所づくりに取り組みます。 ● 精神保健に課題を抱える方への相談体制について検討し、国の示す取組を進めます。 ● 重度障害の方の施設を充実するために、事業者への啓発に取り組みます。
4 自立に向けた就労支援・社会参加の促進	● 障害者就労支援センター等の関係機関と連携して一般就労者数を増やします。また、一般就労前の実習の場の確保や定着支援体制の充実に取り組みます。 ● 障害者就労施設等からの優先調達実績を上げるため、調達物品の拡大に取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	障害者虐待の認定件数	14 件	5 件
2	計画相談支援及び障害児相談支援の利用者数	517 人	700 人
3	日中活動サービスを利用する障害者の利用者数	1,166 人	1,210 人
4	障害者就労支援事業による就労者数	261 人	370 人

施策 18 セーフティネットによる生活支援の充実

目的 健康で文化的な生活が保障され自立した生活を送るための支援をします。

＼POINT／ 一人ひとりの状況に応じた生活支援の実施

主な課題

1 最後のセーフティネットである生活保護制度を適正に実施する必要があります。
2 被保護世帯や生活困窮者が抱える複合的な課題を解決するための柔軟な支援体制の構築が求められています。
3 困難に直面している女性の状況に応じた適切な支援が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体は、地域の中で生活に困っている方を相談につなげます。
- 団体・事業者は、就労支援など生活困窮者等の自立支援に積極的に取り組みます。

個別計画

主要	―
関連	● 立川市第５次地域福祉計画

窓口対応（イラスト）

支援のイメージ（イラスト）

関連する SDGs

基本事業

1 生活保護費の適正支給
- 国の制度改正等に適切に対応して生活保護費を支給するとともに、漏給や濫給の防止等に取り組みます。
- 生活困窮者自立支援制度との連携により、生活保護に至らないように早期の支援を行います。

2 日常生活の支援と自立の促進
- 援助方針を作成し、個々の被保護世帯に必要な支援を行います。
- 自立支援プログラムを推進し、就労による経済的自立など必要な支援を組織的に実施することで自立を促進します。

3 面接・相談体制の充実
- 経済的に困窮する相談者から丁寧に情報を聞き取り、適切な制度につなげます。
- 複雑化・多様化する相談内容に適切に対応する面接・相談体制の整備に取り組みます。

4 生活困窮者の支援
- 多様な生活課題を抱える生活困窮者を、庁内外の関係協力機関等と連携して包括的に支援します。

5 困難な問題を抱える女性や母子の自立への支援
- さまざまな課題を抱える女性や同居する子ども等に対して、その背景や心身の状況等に応じた包括的な支援を行います。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	保護率	25.6‰	25.0‰
2	就労支援により生活保護から自立した割合	20.0%	23.0%
3	面接・相談件数	1,169 件	1,250 件
4	自立支援プラン作成件数	115 件	150 件
5	女性・母子等からの相談件数	1,194 件	1,300 件

政策５

環境

生活環境を整え、循環型のまちをつくります

政策の取組方針

良好な地球環境を次の世代に引き継ぐため、環境負荷の低減につながる脱炭素や資源循環を推進します。人々が安全・安心に暮らし続けられるように、生活環境の保全やごみ減量とリサイクル等をより一層推進するとともに、廃棄物処理関連施設の安定的かつ効率的な運営や下水道施設のストックマネジメント等を通じた適正な管理運営に取り組みます。

	施　　策
19	持続可能な環境の保全
20	持続可能な資源循環の実現
21	廃棄物の適正処理の促進
22	下水道の管理
23	下水道の整備
24	下水ポンプ場の運営

施策 19　持続可能な環境の保全

目的　多様な主体と連携・協力し、良好な地球環境・生活環境を将来に引き継ぎます。

＼POINT／ 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化対策の加速化

主な課題

1 よりエネルギー消費量の削減効果が大きい取組や再生可能エネルギーのさらなる導入拡大など、まち全体でエネルギーを効率的に利用できる環境整備が求められています。また、気候変動の影響に対して備える必要があります。

2 PFAS を含む環境汚染物質の測定など、公害の実態把握とその公表が求められています。また、歩行喫煙・たばこのポイ捨てなどのマナー違反や不適切な動物飼養をなくす取組など、生活環境の保全が求められています。

3 あらゆる主体が環境に対する意識を高め、保全に向けて役割を果たすことが求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、環境行動を実践します。
- 市民・団体・事業者は、生物多様性の保全の活動を実践します。
- 市民・団体・事業者は、快適な生活環境が維持できるようマナーを守ります。
- 市民・団体・事業者は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等の地球温暖化対策に向けた活動を実践します。
- 事業者は、事業所における環境に関する法令等を遵守します。

個別計画

主要	● 立川市第３次環境基本計画
関連	―

関連する SDGs

基本事業

1 脱炭素社会の実現

- エネルギー効率の高い機器への更新や新規導入、また建物の省エネルギー化の促進について、普及・啓発や支援を行います。
- 太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーのさらなる導入拡大に取り組むため、普及・啓発や支援を行います。
- エネルギーの地産地消といった脱炭素型のまちづくりを推進します。
- 気候変動による防災・健康・農業などへの影響に備えるため、気候変動適応策を推進します。
- 事業者として、率先して公共施設における省エネルギー化や二酸化炭素といった温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。

2 健全な生活環境の実現

- 地域・団体・事業者との協働による路上喫煙防止や地域猫活動等を推進し、生活環境の向上に取り組みます。
- 大気や水質、騒音等の環境基準適合性を定期的に把握し、測定結果を公表するほか、法令に基づき事業所等に対する指導や立ち入り検査等を行います。
- 新たな環境汚染物質等が確認された場合には、他自治体と連携して迅速な状況の把握と公表に努めるほか、原因究明や必要な支援について国や東京都へ要請を行う等、適切な措置を講じます。

3 環境施策の基盤づくり

- 環境への意識を高めることや環境行動の担い手を増やすため、環境学習機会の拡充や環境関連情報の受発信を強化します。
- 生物多様性の保全の大切さについて理解の促進や意識啓発に取り組むため、情報発信をするとともに、「生物多様性地域戦略」の策定を進めます。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	市内の二酸化炭素排出量	642 千 t-CO2（R3 年度）	427 千 t-CO2（R9 年度）
2	公害の規則違反により勧告・停止命令に至った件数	0 件	0 件
3	環境学習講座等の定員充足率（計画期間中平均値）	80.9%※1	85.0%

※1　平成 31（2019）年度～令和 5（2023）年度平均値

施策 20　持続可能な資源循環の実現

目的　環境への負荷が少ない循環型社会の形成に取り組みます。

＼POINT／プラスチック使用製品ごみの資源化の推進

主な課題

1. プラスチックの資源化について、燃やせるごみの中に資源の混入が見られるため、市民・事業者への更なる啓発の必要があります。
2. 家庭ごみには、リサイクル可能な多くの資源が含まれており、排出量削減の新たな取組の検討とプラスチック使用製品のリサイクル率の向上が求められています。
3. 事業系ごみのリサイクルの更なる推進の強化とあわせて、近年全国的な課題となっている食品ロス削減が必要です。
4. 総合リサイクルセンターの安定的な稼働とプラスチック使用製品のリサイクル率の向上が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、プラスチック使用製品の資源の分別（リサイクル）に取り組みます。
- 市民・団体・事業者は、使い回しなど、使えるものの再利用（リユース）に取り組みます。
- 市民・事業者は、新たなフードシェアリングサービスを積極的に活用し、食品ロスの削減（リデュース）に取り組みます。

個別計画

主要	● 立川市第２次一般廃棄物処理基本計画
関連	● 立川市第３次環境基本計画

関連する SDGs

基本事業

1 資源循環の推進

- 「第２次一般廃棄物処理基本計画」を策定し、それに基づき分別収集・資源化を一層進めます。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、特にプラスチック使用製品の資源化を強化し、資源循環を推進します。

2 家庭系ごみ減量の促進

- 家庭ごみの安定した分別収集に取り組むとともに、生ごみ削減やプラスチックの資源化等ごみ減量の啓発を行い、市民の自主的な取組を促進支援します。
- ごみをつくらないライフスタイルへ転換することで、ごみのさらなる減量につなげ、環境負荷低減の向上に取り組みます。

3 事業系ごみ減量の促進

- 食べきり協力店事業や「てまえどり POP」のキャンペーン、フードシェアリングサービスの導入等、食品ロス削減の取組を充実します。
- 許可業者・排出事業者の指導・助言強化に取り組み、事業系ごみの減量と分別を推進し事業者の主体的な資源化の取組を促進します。

4 資源と燃やせないごみの安定した適正処理

- 総合リサイクルセンターの用地・建物の管理と資源や燃やせないごみの適正処理・再資源化処理を行い、安定した施設運営及びごみ処理を継続し、プラスチック使用製品のリサイクルに取り組みます。
- 総合リサイクルセンターの設備改修による長寿命化に続き、建物の中規模改修を行い建物の長寿命化を行います。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	資源化率	37.6%	42.4%
2	市民一人一日当たり家庭系ごみ排出量	514g	484g
3	事業系ごみ排出量	11,376t	10,445t
4	施設稼働率（総合リサイクルセンター）	100%	100%

施策 21　廃棄物の適正処理の促進

目的　安全で安定した施設の稼働により、市民の快適な生活環境を維持します。

＼POINT／ごみの適正処理によるごみ減量と環境啓発の推進

主な課題

1　クリーンセンターは、日々排出される燃やせるごみを処理しており、それらの処理が滞らないよう、安定した稼働が求められています。また、循環型社会の実現に向け、環境学習やごみ減量の啓発を推進する必要があります。

市民・団体・事業者との協力

- 市民･団体･事業者は、分別の徹底、生ごみの水切り、食品ロスの削減により燃やせるごみの減量に努めます。
- 市民・団体・事業者は、市と連携・協力して、循環型社会の実現に向けた環境学習やごみ減量の啓発を推進します。

個別計画

主要	―
関連	● 立川市第２次一般廃棄物処理基本計画 ● 立川市第３次環境基本計画

関連する SDGs

基本事業

1　燃やせるごみの安定した適正処理と啓発の推進

- クリーンセンターの安定した施設の稼働により、燃やせるごみを適正に処理します。
- 施設やたちむにぃひろばを活用し、環境学習とごみ減量の啓発を推進します。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	施設稼働率（クリーンセンター）	100%	100%

「クリーンセンター燃やせるごみ受入れ状況」の写真

「クリーンセンター見学状況」の写真

施策 22　下水道の管理

目的　下水道施設を適正に維持管理するとともに、下水道事業の経営基盤の強化に取り組みます。

＼POINT／安定した下水道サービスの提供

主な課題

1. 今後、人口の減少や高齢者の割合の増加が見込まれており、下水道使用料の大幅な伸びが見込まれない中で、安定した下水道サービスを提供するために、下水道事業の経営基盤の強化が求められています。
2. 老朽化に伴う施設の大量更新時代を迎える中で、長期的視点に立った計画的な施設整備を進めて行く必要があります。
3. 豪雨や台風による浸水被害を軽減するため、雨水対策が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、下水道施設の異常を発見した時は速やかに市に連絡します。
- 市民・団体・事業者は、雨水を速やかに排除するため雨水ますの蓋のごみを清掃します。
- 市民・事業者は、下水道管閉塞等につながる油類や腐敗した汚水等を流しません。
- 市民・事業者は、雨水浸透施設の設置などにより浸水被害の軽減や地下水のかん養に取り組みます。

個別計画

主要	―
関連	● 立川市下水道総合計画 ● 立川市下水道ストックマネジメント計画

関連する SDGs

基本事業

1 安定した下水道経営	● 地方公営企業会計に基づき、下水道経営の透明性を高めるとともに、立川市下水道事業経営戦略に基づく取り組みを通じて、経営基盤を強化します。
2 下水道施設の機能維持	● 下水道ストックマネジメント計画に基づいた点検・調査を実施し、修繕・改築計画につなげることで、計画的、効果的な維持管理に努めます。
3 雨水流出抑制の促進	● 地下水のかん養を促し、健全な水環境の保全及び雨水の流出抑制を図るために、既存住宅を対象として雨水浸透施設の設置に取り組みます。 ● 宅地内からの雨水流出を抑制するため、民間開発や住宅などの建替の際の雨水浸透施設の設置を促進します。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	経費回収率	119.3%	100%以上
2	計画に基づく下水道管調査実施率（５年間の実施率）	―	100%
3	雨水浸透桝設置件数（５年間の平均）	635 件	700 件

マンホールカードの写真

カラーマンホールの写真

施策23 下水道の整備

目的 計画的な整備と老朽化対策を進め、安全・安心な下水道施設の確保に取り組みます。

＼POINT／ 持続的な下水道サービスを提供するための計画的な事業の推進

主な課題

1 河川等の公共用水域の水質向上のため、下水道管の計画的整備が求められています。
2 台風等により、浸水被害が発生している多摩川上流処理区では、雨水対策が求められています。
3 老朽化に伴う施設の大量更新時代を迎える中で、安定した下水道サービスを提供するために、長期的な視点に立った計画的な施設整備・更新が求められています。また、下水道施設への負荷や処理費を増大させる不明水対策が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、市が開催する事業説明会等に参加し、下水道事業への理解を深めます。
- 市民・団体・事業者は、市がホームページに発信している下水道事業に係る情報に関心を持ちます。

個別計画

主要	● 立川市下水道総合計画 ● 立川市下水道ストックマネジメント計画
関連	―

関連するSDGs

基本事業

1 公共用水域の水質向上	● 下水道施設を整備し下水を適切に処理することで、良好な水環境に寄与します。 ● 都市計画道路等、新たな道路築造やまちづくりの進捗にあわせ下水道管の整備を進めます。
2 雨水対策	● 多摩川上流処理区残堀川流域では、浸水被害の軽減に向けて雨水管の整備を進めます。 ● 多摩川上流処理区空堀川流域では、東京都及び３市（立川市、東大和市、武蔵村山市）が連携し、空堀川上流雨水幹線の整備を進めるとともに、浸透能力を確保する暫定的な雨水対策を進めます。 ● 雨水管理総合計画を策定し、雨水管理方針を踏まえた雨水対策を進めます。
3 適正な施設管理	● 維持管理費の平準化を行い、下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的に下水道施設の老朽化対策を進めます。 ● 流域編入後の下水送水施設の安定稼働のため、錦処理分区の不明水対策を進めます。

基本事業	成果指標	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
1	汚水整備（２級25号線）延長（m）の進捗率	41.2%	55.0%
2	残堀川流域の雨水管整備（２級21号線、西１号線）延長（m）の進捗率	16.4%	86.0%
3	緑川幹線の改築（更新）延長（m）の進捗率	21.1%	54.0%

工事完了後の緑川幹線

【調整中】
下水道管経過年数割合

施策 24　下水ポンプ場の運営

目的　安定した下水道ポンプ場を適正に維持管理し、生活環境を保全します。

＼POINT／ 24 時間 365 日ポンプ場の安定稼働

主な課題

1. 下水道施設については、老朽化が進んでいる施設があり、計画的な補修、更新の必要があります。
2. 下水管への不明水侵入があり、下水管路の補修が必要になっていますが、当面の間、錦町ポンプ場では、不明水対策として流入下水の一部を一時貯留する必要があります。
3. 効率的で安定した持続可能な下水道事業運営のため、民間の資金力、技術力、人的支援を活用する包括的な官民連携の取組の検討が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、下水道の施設等に損傷を与えるおそれのある下水を流しません。
- 事業者は、法令で定める基準に適合しない下水を流しません。

個別計画

主要	―
関連	● 立川市下水道総合計画 ● 立川市下水道ストックマネジメント計画

関連する SDGs

基本事業

1 計画的な施設管理と更新	● 下水を排水するためポンプ施設を適正に管理します。 下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の健全度を調査し、 ● 調査結果に基づき補修、更新を進めます。
2 不明水対策としての一時貯留	● 不明水対策として旧錦町下水処理場で水処理に使用していた池を貯留池として転用し、下水を一時貯留します。
3 下水道事業の官民連携	● 包括的な官民連携の取組導入のため、調査検討を進めます。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	ポンプ場施設稼働率	100%	100%
2	錦町ポンプ場貯留池整備進捗率	0 件	0 件
3	下水道事業運営の包括的な官民連携の取組	―	２つ以上のポンプ場で官民連携の取組

錦町ポンプ場の写真

上砂町雨水ポンプ場の写真

政策６

都市づくり

暮らしやすい持続可能な都市を形成します

政策の取組方針

都市機能と自然環境が調和する立川の特徴を生かした魅力的でうるおいのあるまちづくりを推進します。また、人々の活動を支える都市基盤の整備を進めるとともに、これまで整備した都市基盤は時代の要請に合わせ機能改善を図りつつ、将来の都市活動を見据え適切な管理に努めます。

	施　　策
25	良好な市街地環境の形成
26	建築基準行政の適正な実施
27	道路の管理
28	道路の整備
29	公園・水辺管理と緑の保全

施策 25　良好な市街地環境の形成

目的　集約型の地域構造への再編に向けて、拠点を形成するとともに、優良な生活環境の整備を進めます。

＼POINT／ 地域特性を生かした魅力的なまちづくりの推進

主な課題

1. 魅力的で親しみやすい地域の環境整備により、豊かさと愛着を感じながら暮らせるまちづくりが求められています。
2. 地域特性を踏まえた適正な土地利用の推進による拠点の形成と拠点間のネットワークの形成により、集約型の地域構造への再編が求められています。
3. 市民、事業者および市の適切な役割分担や協力関係のしくみを作ることにより、多様な主体との協働によるまちづくりが求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、まちづくりへの理解を深め、協議会やワークショップ等の協議の場に積極的に参加します。
- 市民・団体・事業者は地域の一員としての自覚を持ち、まちづくりに関心を持ちます。
- 市民・団体・事業者は適切な役割分担の下、行政や関係団体と連携・協働しながらまちづくりに取り組みます。

個別計画

主要	● 立川市都市計画マスタープラン ● 立川市景観計画
関連	―

関連する SDGs

基本事業

1 地域の特性を生かした市街地環境の形成	● 地域住民や団体などがまちづくりに参加できるしくみを構築することにより、住民主体のまちづくりを進めます。 ● 景観法及び景観条例に基づく手続きとともに景観啓発に取り組むことにより、地域の特性を生かした良好な景観形成を進めます。 ● 生産緑地法に基づき都市農地の適正な保全を推進することにより、良好な都市環境の形成を進めます。
2 健全な生活環境の実現	● JR 青梅線・南武線、西武拝島線の各駅周辺及び団地については、日常生活を支える機能を集積することにより人々の活動や交流の拠点の形成を進めます。 ● 公共施設の跡地や更新時期を迎える団地などでは、地区計画等の都市計画制度を活用することにより、地域特性を生かした土地利用を進めます。 ● 南北の骨格幹線道路を整備促進することにより、道路･交通のネットワークの充実､拠点間の交流･連携及び都市の強靭化を進めます。 ● 生活の中心地である西国立駅周辺は、JR 南武線連続立体交差化計画の進捗に合わせ、都市計画手続きを進めます。
3 環境施策の基盤づくり	● 大規模開発事業等の展開や地域社会の変化に対応した新しいまちづくりのしくみを構築することにより、優良な生活環境の整備を促進します。 ● 東京都総合治水対策に基づいた雨水流出抑制施設の整備を促進し、降雨による水害に対応した安全な生活環境の確保を進めます。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	景観条例に基づく届出累計件数	41 件	216 件
2	都市計画決定・変更告示累計件数	4 件	30 件
3	開発事業協議締結率	89.0%	95.0%

施策 26　建築基準行政の適正な実施

目的　建築により安全で良好な環境を確保し適正な土地利用を促進します。

＼POINT／ **建築物の安全性の確保と「建築物省エネ法」※1 による省エネ対策の推進**

主な課題

1. 建築物の安全と安心を確保し、社会の要請に的確に応えるため、適正かつ円滑な建築審査会の運営に取り組む必要があります。
2. 違反建築物や適正な維持管理がなされていない建築物等により安全が脅かされる恐れがあるため、現場パトロールや竣工後の適正な維持管理により適法性を確保する必要があります。
3. 適正な土地利用を促進するためには、建築基準法及び関係法令に適合した建築物の建築や、建築に係る紛争の防止等が求められています。
4. 建築物のエネルギー消費性能の向上を推進するため、建築物省エネ法の制度の周知と理解を促進することが求められています。災害時における二次被害防止のため、被災建築物応急危険度判定業務の強化が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、法令の遵守と建築物の適正な維持管理に努めます。
- 団体は、災害時における被災建築物応急危険度判定活動に協力し、建築物の安全性の確保に努めます。
- 事業者は、建築基準法及び関係法令への理解を深め、建築物の適法性の確保に努めます。

個別計画

主要	―
関連	―

関連する SDGs

基本事業

1 建築基準行政に関する事務管理	● 建築基準法の規定に基づき、特定行政庁が行う許可等について同意を得るため及び建築行政上の審査請求や市長からの諮問等があった場合に建築審査会を開催します。 ● 建築物等の確認検査履歴を管理し必要な情報を提供します。
2 建築物の適正な維持管理	● 建築物等の現場パトロールを実施し、違反建築物等の未然防止に取り組みます。 ● 特定建築物等の竣工後も適正に維持管理されるよう、定期報告制度の適正な運用を行います。 ● 違反建築防止週間、建築物防災週間等の機会を捉え、適正な維持管理や適法性の確保に向けた啓発を行います。
3 建築物の適法性・安全性の確保	● 建築基準法及び関係法令に基づき確認、検査、許可、認定や建築審査会で審議等を行います。 ● 中高層建築物の建築に関して、良好な近隣関係の保持や生活環境の向上を目的とした調整等を行います。
4 建築構造設備の適法性・安全性の確保	● 建築物省エネ法の改正に伴い、新たな制度の周知と理解を推進し、建築物のエネルギー消費性能の向上を促進します。 ● 災害時における建築物の安全性の確保のため、被災建築物応急危険度判定体制を整え訓練等を実施し、災害時における対応を強化します。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	建築審査会許可案件の同意率	100%	100%
2	特定建築物定期調査報告率	78.9%	80.0%
3	完了検査実施率	100%	100%
4	建築物省エネ法適合性実施率	100%	100%※2

※1　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
※2　令和７（2025）年改正建築物省エネ法等による対象建築物範囲拡大後の実施率

施策 27 道路の管理

目的 安全で快適に利用できる道路の管理に取り組みます。

＼POINT／ **街路樹の更新や交通安全対策推進による安全・快適な道路の管理**

主な課題

1 立川駅北口、南口ペデストリアンデッキ、道路付属物の老朽化、舗装の劣化、街路樹の大径木化・老木化など都市劣化に対応する必要があります。
2 地域の活性化など、地域課題の解決のために道路占用許可の弾力的運用が求められています。
3 人や車の安全で快適な交通環境を確保するため、交通安全施設やバリアフリー化等の交通安全対策が求められています。
4 道路占用申請をはじめとした手続き、道路台帳平面図等のインターネット上への掲載などの DX 化の推進が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、ロードサポーター事業により道路の美化活動に取り組みます。

個別計画

主要	● 立川駅北口・南口デッキ長寿命化修繕計画 ● 立川市道路整備基本計画 ● 立川市道路修繕計画
関連	● 立川市都市計画マスタープラン

関連する SDGs

基本事業

1 道路利用の適正化の推進	● 安全で快適に移動できる道路の目的を踏まえた適正利用を前提に、地域の活性化や都市における賑わい創出の観点から道路空間の有効活用を検討します。
2 道路維持管理	● 道路監察、道路パトロールにより道路、道路付属物の状況を把握し補修するなど適正な維持管理を行い、安全で円滑な道路交通を確保します。 ● 急速に進行している道路等の老朽化に対応するため、ペデストリアンデッキ等については、予防保全による維持管理を進めます。また、街路樹については、大径木化、老木化している街路樹の更新を進めるとともに、道路空間にあわせたせん定管理を行います。
3 交通安全施設管理	● 交通安全施設の設置、点検、補修等を行い、人や車等の安全で快適な交通環境を確保します。また、視覚障害者誘導用ブロックの設置を行うなどバリアフリー化を進めます。
4 道路境界管理	● 道路境界を適切に管理し、正確な道路管理情報を提供します。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	突出し看板実態調査による未許可占用是正率	28.4%	40.0%
2	修繕計画に基づく補修工事進捗率（ペデストリアンデッキ）	13.1%	90.5%
3	市道の交通事故発生件数	344 件	303 件
4	水路台帳平面図の電子化率	0%	100%

施策 28　道路の整備

目的　道路整備を推進し、安全で円滑な道路環境の確保に取り組みます。

＼POINT／ 幹線道路ネットワーク整備の推進

主な課題

1 防災性の向上や利便性を向上するため計画的な道路整備が求められています。一方、市道２級 25 号線及び立鉄中付第２号線など道路の新設では用地取得など整備までに多くの時間を要します。

2 生活道路は、歩行者の安全性や防災機能の向上が求められています。また、道路及び橋りょうは老朽化が進展しているため維持管理費の増大が課題となっており、予算の平準化や維持管理コストを縮減することが必要です。

3 都市計画道路などの整備では用地の取得に長い期間を要し、かつ、多額の費用がかかることから、地元の理解に向けた丁寧な説明、用地交渉を進めることが必要です。

市民・団体・事業者との協力

- 市民は、道路整備に関心を持ち、事業への協力に努めます。

個別計画

主要	● 生活道路拡幅事業計画 ● 立川市橋りょう長寿命化修繕計画 ● 立川市無電柱化推進計画
関連	● 立川市都市計画マスタープラン

関連する SDGs

基本事業

1 道路の新設・道路の改修・無電柱化	● 道路整備を行うことにより道路を利用する人や車両の安全の確保及び道路ネットワークの整備を推進し、道路環境の改善を進めます。 ● 市道の安全で安心な道路環境を確保するため改修を進めます。 ● 安全で快適な歩行空間の創設及び都市景観の形成や防災性の向上を図るため、立川市無電柱化推進計画に位置付ける優先整備予定
2 道路の改良・長寿命化	● 計画的に生活道路の拡幅整備を行うことにより歩行者の安全や快適な居住環境の向上、緊急車両の通行確保など防災性の向上に取り組みます。 ● 老朽化した橋りょうについては、計画的に点検・修繕を行うことで長寿命化に取り組み、安全･安心な道路環境を確保するとともに、維持管理コストの縮減・平準化に取り組みます。
3 用地買収	● 都市計画道路など道路の新設や生活道路の拡幅整備に必要な用地取得を進めます。 ● 用地買収した事業用地の適正な管理に取り組みます。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	幹線道路整備率（２級 25 号線、立鉄中付第２号線）	34.1%	62.6%
2	生活道路拡幅整備率（西１号線）	0.0%	45.8%
3	幹線道路用地取得進捗率（都市計画道路事業認可路線）	25.8%	41.4%

無電柱化前の市道１級１号

無電柱化の市道１級１号（イメージ）

施策 29　公園・水辺管理と緑の保全

目的　市民が安全に利用できる公園管理を行うとともに、緑の質の向上に取り組みます。

＼POINT／ 地域とともに考える公園の維持管理

主な課題

1 安全で安心して快適に利用できる公園の維持管理が求められています。
2 緑などの豊かな自然環境を将来に継承していくことが求められています。
3 計画的な公園整備や既存施設の改修が求められています。

市民・団体・事業者との協力

- 市民･団体･事業者は、緑を保全する意識を高めます。市民・団体・事業者は、公園を適正に利用し維持管理に協力します。

個別計画

主要	● 立川市緑の基本計画
関連	● 立川市都市計画マスタープラン

関連する SDGs

基本事業

1 公園の維持管理

- 公園内にある遊具などの施設については、定期点検結果に基づき更新等を行うとともに、地元の要望や維持管理などを踏まえた施設の再整備や管理運営など進めます。
- ボール遊びなど、地域の要望については、公園周辺の住民の理解を得ながら進めます。
- 公園管理について民間活力の導入を検討します。
- 立川公園根川緑道など水辺を適切に維持管理します。

2 緑の環境の向上と継承

- 緑などの自然環境を将来に引き継げるよう、市街地の貴重な緑である樹木や樹林の保全に取り組ます。

3 計画的な公園整備や施設更新

- 市民ニーズに応え、使われ活きる公園を踏まえ維持管理を考慮した計画的な施設整備や既存施設の改修を進めます。

基本事業	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値（R11 年度）
1	遊具の更新数（累計）	59 基	198 基
2	緑地・樹林地取得面積（累計）	860 ㎡	1,800 ㎡
3	公園整備	―	2 公園

「錦中央公園のインクルーシブ遊具」の写真

「せん定」の写真